



JAバンク山口信連の現況

DISCLOSURE

2010

SOJO



萩 城下町 白壁



INDEX

◎ごあいさつ	1	
【JAバンクの概要】		
● JAグループ・JAバンクの概要	2	
● JAバンクシステム	3	
● JAバンク山口の主な商品・サービス	5	
【当会の考え方】		
● 当会の経営理念と経営方針	8	
● コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み	9	
● リスク管理の状況	10	
● 内部統制の取り組み	13	
【業 績】		
● 当会の業績	15	
● トピックス	16	
【社会的責任と貢献活動】		17
【組 織】		
● 当会の概要	19	
● 役員・機構	20	
● 沿革・歩み	21	
【事 業】		
● 事業のご案内	22	
● 手数料一覧	25	
【資 料 編】		27



経営管理委員会会長
河 村 壽 雄



代表理事理事長
中 尾 啓 治

ごあいさつ

皆さまには、平素よりJAバンク山口信連をお引き立ていただきまして、厚くお礼申し上げます。

当会は昭和23年の設立以来、JAと共に地域に密着し、山口県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献できる地域金融機関を目指した事業を展開してまいりました。

さて、一昨年の金融危機により混乱した金融市場も落ち着きを取り戻し、新興国経済の成長が牽引役となり、世界経済は順調な回復を見せております。わが国経済につきましても、政府および日銀の政策が下支えする中、好調なアジア経済を背景に製造業を中心として需要の回復が見られ、緩やかながら景気回復の足どりを進めております。

しかしながら、デフレや財政問題などわが国が抱える課題も多く、今後の日本経済をとりまく環境については予断の許さない状況が続くものと思われます。

このような状況下、われわれ系統信用事業を取り巻く環境も急変し、会員JAのご理解とご協力のもと、将来的な自己資本規制強化の方向性等を踏まえ、より磐石な経営基盤の構築のため昨年自己資本の増強を行い、系統信用事業のみならず地域社会への貢献を果たすべく取り組んでいるところであります。

また、JAバンクグループは「JAバンク基本方針」に基づき、全国のJA・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、実質的に「一つの金融機関」として機能していくことで、組合員・利用者の皆さまへの良質で高度な金融サービスの提供を目指して、さらに系統信用事業の発展に取り組むこととしております。当会においても、平成22年度は新たに策定した「中期経営計画（平成22年度～平成24年度）」を実践することにより系統信用事業の展開を進め、県内のJAバンクと一体となり皆さまの負託に応えられるよう、さらに役職員一丸となって邁進する所存でございます。

つきましては、当会に対するご理解を一層深めていただくために、最近の業績や業務内容についてまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。皆さまのご参考としていただき、より一層のご理解を賜れば誠に幸甚に存じます。

何卒、今後とも一層のご支援ご愛顧を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

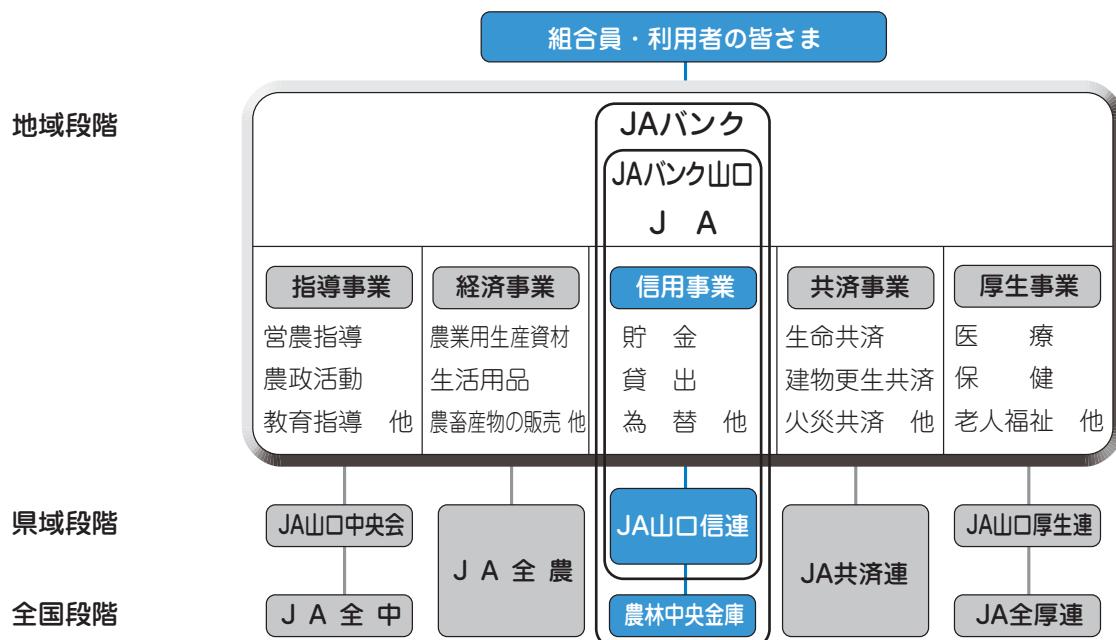
平成22年7月

経営管理委員会会長 河 村 壽 雄
代表理事理事長 中 尾 啓 治



J A グループ・JAバンクの概要

◆JAグループとは



J A グループとは、地域段階の J A 、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織であり、農家をはじめとする組合員組織を基盤に、指導・経済・信用・共済・厚生などの事業を展開しています。

◆JAバンクとは

J A バンクとは、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さんに、安心で便利な金融機関としてご利用いただけるよう、J A バンク会員の総力を結集し、実質的に一つの金融機関として活動しています。

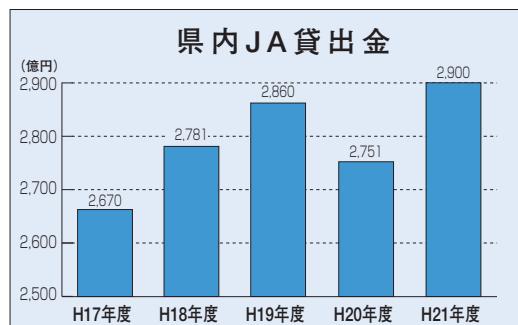
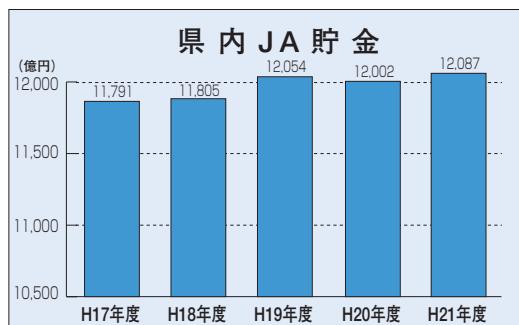
◆JAバンク山口とは

山口県内 J A の信用事業部門と当会の機能を総称して、「J A バンク山口」と呼び、一体的な事業運営をしております。

また、私ども J A 山口信連は、信用事業を行う都道府県段階の連合会として、県内 J A の事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、「J A バンク山口」として J A と一緒に、組合員や地域利用者、企業などの皆さんのお役に立つ金融サービスを提供できるよう努めます。

◆県内JAの概況

J A バンク山口では「選ばれる J A バンク」を目指し、「信頼・貢献・改革」の基本姿勢のもと、顧客基盤の拡充に取り組みました結果、平成21年度末の県内 J A 資金残高は1兆2,087億円と対前年比+0.7%、また、県内 J A 貸出金残高につきましても、当会向け劣後ローンの実行もあり2,900億円と対前年比+5.4%となりました。

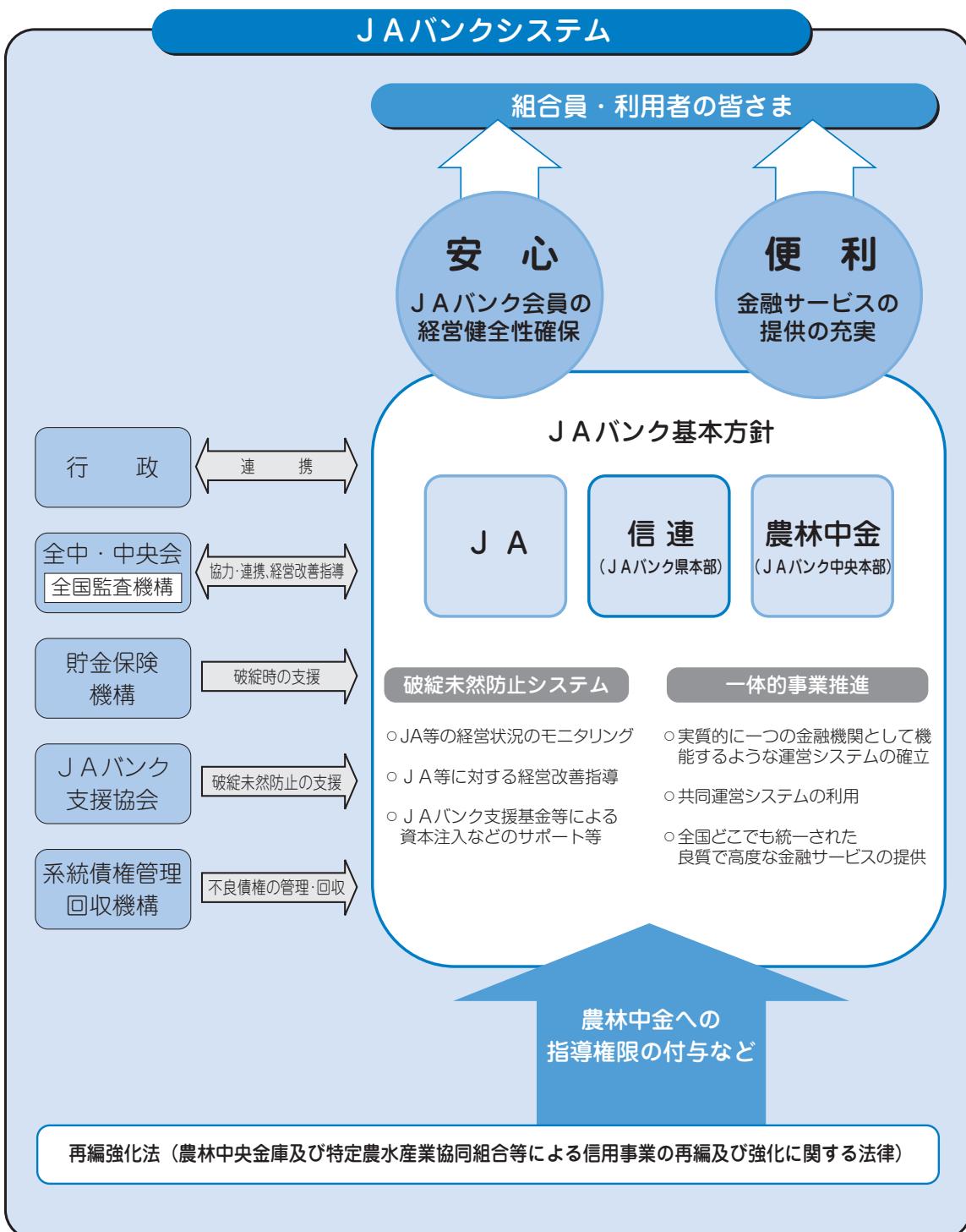




JAバンクシステム

組合員・利用者の皆さんにとって、より安心で便利なJAバンクとなるため、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）の総意として「JAバンク基本方針」を制定しました。

このJAバンク基本方針に基づき、全国のJA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。JAバンクシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱で成り立っています。

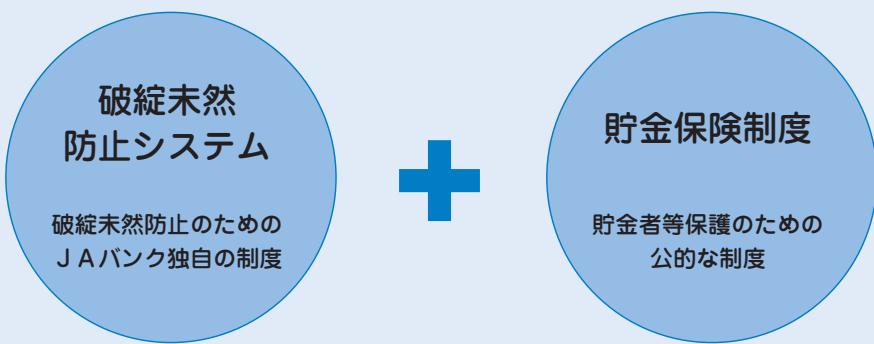


安心

◆JA銀行・セーフティーネット

JA銀行では、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JA銀行・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さんにより一層の安心をお届けしています。

J A銀行・セーフティーネット



JA銀行の健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJA銀行独自の制度です。具体的には、

- ①個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見
- ②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施
- ③全国のJA銀行が拠出した「JA銀行支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などを行います。

JA・信連・農林中金等が加入している、貯金者等保護のための公的な制度です。

万が一、JAが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、JAなどから徴収された保険料を原資に、貯金等を一定の範囲で保護します。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様です。

便利

◆金融サービスの提供の充実

JA銀行では貯金のみならず、住宅ローンなどの各種ローン、国債、投資信託などの商品を豊富にラインアップしています。また、いつでもどこでもお手軽にサービスがご利用いただけるように、JAネット銀行をはじめ、各金融機関との提携拡大によるJAキャッシュカードの利便性向上など、組合員・利用者の皆さんにとってより便利なサービスの提供を目指しています。



J A バンク山口の主な商品・サービス

【貯 金】

種 類	特 色	期 間 等	単 位 等
総合口座	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様専用の商品です。 普通貯金に定期貯金・定期積金をセットすることで、万が一普通貯金残高が不足した場合でも、定期貯金・定期積金残高の90%（最高300万円）まで自動的にご用立ていたします。 「受取る・支払う・貯める・借りる」の機能を備えた便利な口座です。 	期間の定めはありません。	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%、定期積金の利回りプラス0.7%です。
当座貯金	<ul style="list-style-type: none"> お支払いには安全で便利な小切手・手形をご用意します。 無利息です。 	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
普通貯金	<ul style="list-style-type: none"> いつでも、いくらでも自由にお預入れ、お引き出しあげます。 年金・給与・配当金などのお受取り口座、公共料金やクレジットカードのご利用代金などのお引落し口座としてご利用いただけます。 キャッシュカードでCD・ATMをご利用いただけます。 	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
普通貯金（決済用口座）	<ul style="list-style-type: none"> 無利息型の「普通貯金」です。 貯金保険制度により全額保護されます。 	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
貯 蓄 貯 金	貯蓄貯金 <ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様専用の商品です。 基準残高以上のお預入れをしていただくことで、普通貯金より有利な運用が可能です。 キャッシュカードでCD・ATMをご利用いただけます。 各種資金のお受取り・お引落し口座としてはご利用いただけません。 スーパー貯蓄貯金※ <ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様専用の商品です。 お預入れ残高に応じてより有利な運用が可能となる、6段階の金額階層別金利が設定されています。 キャッシュカードでCD・ATMをご利用いただけます。 各種資金のお受取り・お引落し口座としてはご利用いただけません。 	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
通知貯金	<ul style="list-style-type: none"> まとまつた資金の短期運用に有利です。 ご解約の2日前までにお申し出が必要です。 	期間の定めはありません。 (ただし、7日間の据置期間が必要です。)	1万円以上、1円単位
定 期 貯 金	スーパー定期 <ul style="list-style-type: none"> 目的に応じた期間でご運用いただけます。 お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。 個人のお客様でお預入れ期間が3年以上であれば、半年複利でご運用いただけます。 	1ヵ月以上5年以内	1円以上300万円未満、 1円単位
	スーパー定期300 <ul style="list-style-type: none"> 300万円からお預入れいただける「スーパー定期」です。 	1ヵ月以上5年以内	300万円以上、1円単位
	期日指定定期貯金※ <ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様専用の商品です。 1ヵ月前までのお申し出により、満期日をご指定いただけます。 据置期間経過後は、元金の一部お引出しある可能です。 お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。 1年複利でご運用いただけます。 	最長3年 (ただし、1年間の据置期間が必要です。)	1円以上300万円未満、 1円単位
	大口定期貯金 <ul style="list-style-type: none"> 1,000万円以上の大口資金の運用に有利です。 お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。 	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上、 1円単位
積 立 定 期 貯 金 ※	変動金利定期貯金 <ul style="list-style-type: none"> 市中金利の変動に伴い、金利が半年ごとに見直される変動金利の商品です。 個人のお客様でお預入れ期間が3年であれば、半年複利でご運用いただけます。 	1年以上3年以内	1円以上、1円単位
	エンドレス型 <ul style="list-style-type: none"> ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。 ご契約時に満期日のご指定をしていただかなければなりません。 積立元金の一部お引出しある可能です。 	期間の定めはありません。	1,000円以上、 1円単位
	満期指定型 <ul style="list-style-type: none"> ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。 ご契約時に満期日をご指定いただけます。 据置期間経過後は、積立元金の一部お引出しある可能です。 	6ヵ月以上6年以内 (ただし、1ヵ月間の据置期間が必要です。)	1,000円以上、 1円単位
年 金 ※	年金型 <ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様専用の商品です。 満期日以後、年金として3ヵ月毎にお受取りいただけます。 原則として、毎月普通貯金からの自動振替によりお積立いただけます。 なお、現金等による店頭での隨時のお預入れも可能です。 据置期間経過後は、積立元金の一部お引出しある可能です。 	積立期間：3年以上 50年以内 据置期間：6ヵ月以上 5年以内 受取期間：6ヵ月以上 20年以内	1,000円以上、 1円単位
	定期積金※ （スーパー積金） <ul style="list-style-type: none"> ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。 女性のお客様専用の商品「麗（うらら）」には、協賛店での割引サービスなど、各種特典をご用意しています。 	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上、 1,000円単位
譲渡性貯金	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に第三者に譲渡することができるです。 満期日前のご解約はできません。 お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。 	2週間以上2年以内	5,000万円以上、 1,000万円単位
財 形 貯 金 ※	一般財形貯金 <ul style="list-style-type: none"> 事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、勤労者専用の商品です。 ご利用目的に制限はございません。 	積立期間：3年以上	100円以上、1円単位
	財形年金貯金 <ul style="list-style-type: none"> 事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、満55歳未満の勤労者専用の商品です。 財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。 満60歳に達した日以降の日から、年金として3ヵ月毎にお受取りいただけます。 	積立期間：5年以上 据置期間：6ヵ月以上 5年以内 受取期間：5年以上 20年以内	100円以上、1円単位
	財形住宅貯金 <ul style="list-style-type: none"> 事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、満55歳未満の勤労者専用の商品です。 財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。 お引出しあは住宅取得等の費用の充当に限定されます。 	積立期間：5年以上	100円以上、1円単位

(注) 1. 商品の詳細につきましては、窓口にてご確認ください。
2. 当会では※印の商品は取り扱っておりません。お近くのJAをご利用ください。

【ローン】

種類・お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法					
		ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証	担保	
J A農業ローン							
JA農業経営ローン	農業経営に必要な資金。ただし、負債整理資金は除く。	お借入時の年齢が20歳以上75歳未満の方。	2,000万円以内	1年	随時返済	原則として不動産に担保権を設定いたします。 山口県農業信用基金協会 原則不要	
JA営農ローン	営農維持に必要な資金。	お借入時の年齢が18歳以上80歳未満の方。	300万円以内	1年	随時返済		
JA農機ハウスローン	①農機具(中古農機を含む)のご購入資金・付帯する諸費用 ②農機具の車検・車検・修理費用、保険掛金 ③他金融機関からの借換資金 ④バイオバス等資材購入、建設資金 ⑤格納庫建設資金	お借入時の年齢が18歳以上であり、完済時の年齢が76歳未満の方。	1,800万円以内で、所要資金の100%以内	10年以内	元利均等返済 元金均等返済		
J A住宅ローン・J Aリフォームローン他							
一般型	①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入 ④住宅の増改築 ⑤土地の購入 ⑥他金融機関からの借換資金	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が80歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	5,000万円以内で、所要資金の75%以内	変動金利型:35年 長期固定金利型:35年 固定金利型:25年 以内	元利均等返済	原則として融資対象不動産に担保権を設定いたします。 山口県農業信用基金協会 原則不要	
100%応援型	①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入 ④住宅の増改築	お借入時の年齢が20歳以上61歳未満であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	5,000万円以内で、所要資金の100%以内				
無担保型	①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入 ④住宅の増改築 ⑤他金融機関からの借換資金	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が76歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	500万円以内で、所要資金の75%以内	15年以内			
住公併用無担保型	①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が76歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	700万円以内で、所要資金の100%以内	20年以内			
借換応援型	他金融機関からの借換資金	お借入時の年齢が23歳以上61歳未満であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。 お借入時の年齢が21歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が80歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	4,000万円以内で、担保評価額の130%以内 5,000万円以内で、担保評価額の250%以内	変動金利型:32年 長期固定金利型:32年 固定金利型:25年 以内 34年以内	融資対象不動産に担保権を設定いたします。 協同住宅ローン(株) 原則として融資対象不動産に担保権を設定いたします。 山口県農業信用基金協会 原則不要		
新築・購入コース	①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入 ④住宅の増改築・改装・補修 ⑤土地の購入	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が80歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	5,000万円以内で、所要資金の100%以内	35年以内			
リフォームローン	①住宅の増改築・改装・補修 ②住宅関連設備資金	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が76歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	500万円以内	10年6ヵ月以内 10年以内		協同住宅ローン(株) 原則不要	
JA賃貸住宅ローン	賃貸住宅(店舗併用賃貸住宅を含む)の建設・増改築・補修資金	お借入時の年齢が20歳以上あり、最終償還時の年齢が71歳未満の方。	4億円以内	30年以内かつ、対象物件の法定耐用年数以内のいずれか	山口県農業信用基金協会 協同住宅ローン(株)	原則として融資対象不動産に担保権を設定いたします。	
JAアパートローン	賃貸アパート専用住宅および賃貸部分の床面積が全体の50%を超える併用住宅の建設・増改築・補修資金		1億円以内	木造等25年以内 鉄骨造等35年以内			
J A教育ローン							
就学されるご子弟の教育に関するすべてのご資金 (例) 入学金、授業料、アパート家賃など	お借入時の年齢が20歳以上あり、最終償還時の年齢が71歳未満の方。	500万円以内	13年6ヵ月以内	元利均等返済	山口県農業信用基金協会 協同住宅ローン(株) 三菱UFJニコス(株)	原則不要	
			14年以内				
			11年6ヵ月以内				
J Aマイカーローン							
①自動車・バイク(ともに中古車を含む)のご購入資金・付帯する諸費用 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金 ③付帯設備(カーナビ等)のご購入資金 ④他金融機関からの借換資金 ただし、営業用車両は除く。	お借入時の年齢が18歳以上あり、最終償還時の年齢が71歳未満の方。	500万円以内	7年以内	元利均等返済	山口県農業信用基金協会 協同住宅ローン(株) 三菱UFJニコス(株)	原則不要	
J Aクローバローン							
生活に必要なすべての資金 ただし、負債整理資金・事業性資金等は除く。		お借入時の年齢が18歳以上あり、最終償還時の年齢が71歳未満の方。	300万円以内	5年以内	元利均等返済	山口県農業信用基金協会 原則不要	
J Aカードローン							
カードローン	生活に必要なすべての資金	ご契約時の年齢が20歳以上70歳未満の方。	50万円以内	1年(自動更新)	随時返済	山口県農業信用基金協会 原則不要	
らくらくキャッシュ					毎月原則1万円		
ワイドカードローン					毎月返済		

(注) 1.ご利用に際しましては、上記のほか一定の条件を満たす必要があります、ご希望にそえない場合もございます。

詳細につきましては窓口にて説明させていただきますので、お気軽にお相談ください。

2.当会では上記ローンは取り扱っておりません。お近くのJAをご利用ください。

3.ご利用に際しましては、無理のない計画的なお借り入れ・ご返済にご留意ください。

【国 債】

種類	個人向け国債		長期利付国債	中期利付国債
	変動10年	固定5年		
期間	10年	5年	10年	2年・5年
ご購入単位	1万円単位		5万円単位	
お申込み金額	額面金額		銘柄により異なります。	
利子のお支払い	年2回、ご指定の口座にお振込みいたします。			
中途換金	1年経過すれば、直近2回分の利子相当額をお支払いいただくことで換金可能です。	2年経過すれば、直近4回分の利子相当額をお支払いいただくことで換金可能です。	市場価格により買い取させていただきます。	

- (注) 1. 国債は、貯金保険制度の保護対象ではありません。
 2. 国債の市場価格は、金融情勢の変化などにより変動いたしますので、ご売却価格がご購入価格を下回る場合もございます。
 3. 商品の詳細につきましては、窓口にてご確認ください。

登録金融機関
中国財務局長（登金）第154号

【投資信託】

商品名	種類	分類	特色	主なリスク	取得価額	お申込み単位
J AのMMF	主として日本国内の債券に投資	追加型公社債投信(MMF型)	残存期間の短い内外の債券および短期金融商品等に投資し、安定運用を行います。	金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク	1口=1円	1万円以上、1円単位
農中日経225オープン	主として日本国内の株式に投資	追加型株式投信(インデックス型)	日本国内の株式を主要投資対象とし、日経平均株価(日経225)に連動した収益獲得を目指します。	株価変動リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
農中日本株オーブン「ニューチョイス」		追加型株式投信(国内株式型)	日本国内の株式を主要投資対象とし、個別銘柄選択を重視した運用により中長期的な収益獲得を目指します。	株価変動リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
N Z A M 日本好配当株オーブン(3ヵ月決算型) 「四季の便り」		追加型株式投信(国内株式型)	日本国内の株式を主要投資対象とし、配当利回りに着目した銘柄選定により、安定した配当収入の確保および株価の上昇がリターンの獲得を目指します。	株価変動リスク 流動性リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
ゴールドマン・サックス世界資産配分オーブン「果樹園」	主として国内外の債券・株式に分散投資	追加型株式投信(バランス型)	為替リスクを限定しながら日本を含む世界各国の債券・株式・短期金融商品に分散投資し、長期的に安定した収益獲得を目指します。	金利変動リスク 株価変動リスク 為替変動リスク 信用リスク カントリーリスク	特定日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
全世界株式債券ファンド(日本・先進国・新興国)(毎月分配型) 「ワールドクルーズ」	主として日本・海外先進国・新興国の債券・株式に分散投資	追加型株式投信(バランス型)	拡大が続く世界経済を、日本・海外先進国・新興国の3つの地域から捉え、各地域の株式・債券にグローバル分散投資を行っており、資産の長期的な成長を目指します。	価格変動リスク 流動性リスク 信用リスク 為替変動リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
J A海外債券ファンド	主として海外の債券に投資	追加型株式投信(バランス型)	為替ヘッジを行わずに日本を除く世界各国の債券に投資し、海外債券の代表的な運用指標であるシティグループ世界債券指数(除く日本)を中長期的に上回る収益獲得を目指します。	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
D I A M 高格付インカム・オーブン(毎月決算コース) 「ハッピーコローバー」		追加型株式投信(バランス型)	為替ヘッジを行わずに実質的に高格付資源国(カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・ノルウェー)の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指し、原則として毎月、収益分配方針に基づく分配を目指します。	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
グローバル・ソブリン・オーブン(毎月決算型)		追加型株式投信(バランス型)	為替ヘッジを行わずに実質的にソブリン債券に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指し、原則として毎月、収益分配方針に基づく分配を目指します。	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
J A海外株式ファンド	主として海外の株式に投資	追加型株式投信(国際株式型)	為替ヘッジを行わずに日本を除く世界先進各国の株式に投資し、海外株式の代表的な運用指標であるMSCIコクサイ指數を中長期的に上回る収益獲得を目指します。	株価変動リスク 為替変動リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
DIAM世界好配当株オーブン(毎月決算コース) 「世界配当俱楽部」		追加型株式投信(国際株式型)	為替ヘッジを行わずに日本を除く世界各国の様々な業種の株式に分散投資し、相対的に高い配当利回りをねらい、原則として毎月、配当等収益を中心に分配を目指します。	株価変動リスク 個別銘柄選択リスク 為替リスク 信用リスク 流動性リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
世界の財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)(毎月分配型)	主として国内外の債券・株式・不動産に分散投資	追加型株式投信(バランス型)	主として国内外の不動産(リート等)、債券および株式を投資対象とし、原則としてそれわれ純資産総額の6分の1を基本に国際分散投資を行い、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指し、原則として毎月、安定した分配を目指します。	不動産投資リスク 金利変動リスク 株価変動リスク 為替変動リスク 信用リスク 流動性リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
ダイワ・グローバルREITオーブン(毎月分配型) 「世界の街並み」	主として海外の不動産投信に投資	追加型証券投信	主として日本を除く海外のリートに投資する、マザーファンドで運用を行い、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長を目指し、原則として毎月、安定した分配を目指します。	価格変動リスク 為替リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位

- (注) 1. 投資信託は、預貯金とは異なり、貯金保険制度の保護対象ではありません。
 2. 投資信託は、儲け動きのある資産に投資しますので、基準価格は日々変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
 3. 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託購入者が負うことになります。
 4. ご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払い対象ではありません。
 5. お申込みの際には必ず「目論見書」(一體として交付される書面を含む)、「契約締結前交付書面」の内容を十分にご確認願います。
 6. 上記以外に取り扱っている商品もございます。商品の詳細につきましては、窓口にてご確認ください。

登録金融機関
中国財務局長(登金)第154号

【その他のサービス】

種類	内 容
給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが、ご指定の貯金口座に自動的に振込まれます。
自動受取サービス	年金や配当金などが、ご指定の貯金口座に自動的に振込まれます。お受取りの都度出かけられる手間が省け、大変便利です。
自動支払サービス	各種公共料金やクレジットカードのご利用代金などを、ご指定の貯金口座から自動的にお支払いたします。集金や払込みの手間が省け、大変便利です。
内国為替サービス	全国の金融機関と通信ネットワークで結ばれており、振込、送金、手形の取立などの取引を安全・確実にご利用いただけます。
外貨宅配サービス	その場でお受取りはできませんが、申込用紙にご記入・ご郵送いただだけで、外貨やトラベラーズ・チェックがご自宅まで配達されます。
JAキャッシュカード	全国のJAはもちろん、銀行、セブン・イレブン・ヨドバシカメラ等に設置されたセブン銀行のATMなどで、現金のお引き出しや残高照会などの取引をご利用いただけます。
JAカード	ショッピングやレジャーなど、お客様のサイン一つで「簡単に・便利に・安心して」ご利用いただけるクレジットカードです。
デビットカード	「J-Debit」のマークがある全国のお店で、お手持ちのJAキャッシュカードを端末に通し、暗証番号を入力するだけで、ご利用代金がキャッシュレスでご決済いただけます。
JAネットバンク	窓口やATMまで行かなくても、インターネットに接続されているパソコンや携帯電話からアクセスするだけで、振込や残高照会などの各種サービスが24時間ご利用いただけます。



当会の経営理念と経営方針

◆経営理念

「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、信用事業を通じて、農業の発展と地域経済の振興に貢献し、美しい自然と豊かな地域社会の実現に寄与することを使命としています。

また、JAグループの一員として、会員JAの事業の振興とその組合員の経済状態の改善、社会的地位の向上に資することを経営理念としています。

◆経営方針

当会は、「JAバンク基本方針」に基づくJAバンクシステムの一員として、会員JA、JA組合員・利用者の皆さまから信頼を得るため、さらなる経営基盤の強化と良質で高度な金融サービスの提供を目指すため、「中期経営計画書（平成22年度～平成24年度）」を策定し、次に掲げる項目を基本方針として取り組んでまいります。

中期経営計画書（平成22年度～平成24年度）

1. JAバンク山口中期戦略（平成22年度～平成24年度）の着実な実践

- (1) JAバンク県本部機能の充実
- (2) JA信用事業強化の支援
- (3) 信用システムの安定運用

2. リスク管理・内部管理態勢の高度化と健全性の確保

- (1) リスク管理態勢の高度化
- (2) 内部管理態勢の高度化

3. 安定収益の確保ならびに財務基盤の強化

- (1) 安定収益の確保
- (2) 財務基盤の強化

4. JA・信連の内外環境の変化に対応した事業の在り方の検討

- (1) 信用事業における「山口県広域農協合併基本構想（11JA構想）」の検証を行うとともに、中長期視点に立った機能・体制の整備の検討
- (2) JA・信連の機能・役割を検討し、全体としてJAバンク山口がより一体性を強めるための事業の進め方の研究



コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

当会は協同組織の金融機関として、金融サービスの提供等、信用事業を通じて地域の農業者、住民および企業の発展・繁栄に貢献することを基本的な使命としています。当会が地域に根ざした金融機関として一層ゆるぎない信頼を確保していくためには、社会的責任と公共的使命を認識するなかで、法令等の厳格な遵守や反社会的勢力を排除し、健全かつ適切な事業運営を行っていくことが最も重要であると考えています。

当会のコンプライアンス態勢については、8項目からなる「コンプライアンスの基本方針」のもとに、毎年コンプライアンスの具体的な実践計画として、理事会・経営管理委員会の決議を経て「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。あわせて、「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、コンプライアンスの企画推進、進捗管理等の審議や報告を行い、コンプライアンスの着実な実践の確保に努めています。

また、役職員に対しては、役職員の行動規範、遵守すべき法令等の解説およびコンプライアンスに関する諸規定等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」の周知徹底を図るとともに、教育・研修活動を通じてコンプライアンス重視の職場風土の醸成に努めています。なお、役職員は「コンプライアンス・カード」を携帯し、誠実・公正な業務を遂行するため、行動規範の自己チェックを行っています。

このように、当会はコンプライアンス態勢の強化・充実を経営の重要な課題と認識し、健全で公正な業務運営を通じて皆さまや地域社会から信頼される金融機関を目指しています。

コンプライアンスの基本方針

基本方針およびその精神は、役職員の行動指針として日々の事業運営にあたり常に意識しておくる必要があります。

信達は、高い公共性を有し、農業者および地域の企業・住民とのための協同組織金融機関として①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕に貢献するために、その社会的責任と公共的使命を自覚し、地域發展に尽力してまいります。

このように、信達は、地域社会の貢献に応え、これまで以上に掲げる新しい信頼を確立していくために、次の8項目からなる基本方針を定めています。

I 信達の社会的責任と公共的使命の認識
信達のむづ社会の責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営を確実にする。

II 会員等のニーズに適した質の高い金融サービスの提供
「JAPAN式システム」の一環として、二つに適した質の高い金融サービス(金融サービスの品質とJAPAN式システム)に基づく指導等を通して、県下より系統信通事業を支援することにより、役割を十分に發揮し、会員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

III 法令やルールの厳格な遵守
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範のもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

IV 反社会的勢力の排除
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で睨み、これを断固として排除する。

V 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
経営情報の開示等、二つ正な開示をはじめとして、内外からのコミュニケーションの充実を図りつつ、眞に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

VI 職員の人権の尊重
職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確実にする。

VII 環境問題への取組
資源の効率的利用や廃棄物の削減を実践するなど、環境問題に積極的に取り組む。

VIII 社会貢献活動への取組
信達が社会においておこなうこと、例えば、社会貢献活動の実施等を通じて、県下より系統信通事業を支援することにより、役割を十分に發揮し、会員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

金融商品の勧説方針

当会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金その他の金融商品の販売等の勧説にあたりては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧説に努めるとともに、より一層の信頼をいたたけるよう努めてまいります。

- お客様の投資目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
- お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- お客様のある場合を除き、お客様によって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧説は行いません。
- お客様に対し、適切な勧説が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

行動規範の自己チェック

自分の行為・行動が信達の社会的責任・公共的使命に照らし適切・妥当なものか、常に意識しています。「コンプライアンスマニュアル」に目を通し、理解に努めています。

以下の行動規範の項目について、自身に問い合わせ確認してみましょう。

1. 基本的心理構造

- 常に、コンプライアンスを念頭に、誠実・公正な業務の遂行に心がけていますか？
- 顧客等へ人づけるときは、「親切・丁寧・誠実」をもって対応していますか？
- 自己的立場・責任を自覺し、善く注意義務をもって、業務処理等に心がけていますか？
- 就業規則、その他の厳格ルールを守り、円滑な業務遂行に努めていますか？
- 対手方との尊重、セックハラの防止等、健常な職場環境の維持に努めていますか？

2. 業務遂行の構造

(業務処理)

- 相手との約束（時間・場所、取り決め、報告書類）は必ず守っていますか？
- 贈答や金銭商品の販売等に関し、顧客への説明義務が守られていますか？
- 業務上の権限を逸脱した行為や顧客等への不当な利益の提供や便宜利用をしていませんか？
- 他人の不正・違反を発見したときは、ヘルプライン等へ連絡するなどして相談できますか？

(会員登録・会員登録)

- 贈答や金銭商品があるとの説明を招かないよう、信達員としての立場を常に自覺していますか？
- 社会常識に照らし、過度な接待や贈答をしたり、相手方から受け取っていませんか？

3. 私生活の構造

- 私生活においても、信達の職員としての自覚をもって行動していますか？
- 社会的批判を受けるような投げ出しが、資本を問われるような借財をしていませんか？



リスク管理の状況

◆リスク管理体制

金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化するなかで、会員・利用者の皆さんに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類を明らかにするとともに、「リスク管理委員会」を設置するなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理などを通じてリスク管理の充実・強化に努めています。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定には含まれないリスク（与信集中リスク、金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごと（信用リスク、市場リスク、オペレーションル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当会では、「統合リスク管理要領」に基づき、リスク管理部門において、年度毎に策定する予算および各月末時点における市場リスク、信用リスクおよびオペレーションル・リスクを計量化し、これを取得リスクとして、経営体力（自己資本額）の範囲内で設定した許容リスクとの対比により実績管理を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当会では、「市場リスクマネジメント要領」に基づき、リスク管理部門においてVaR（※）（バリュー・アット・リスク）によりリスクを計量化することにより評価・分析を行うとともに、効率的かつ機能的なリスク・コントロールに努めています。VaRの計測が困難な市場取引に付随する信用リスクについては、業績や財務状況、格付等信用リスクに関するモニタリングを常時行うとともに、取引先別の格付に基づき与信限度額を設定し管理しています。また、信用リスクの定量的な管理（新BIS規制における標準的手法のリスク・ウェイトをもとに算出した所要自己資本額からリスク量を算出）も行っています。

また、日次ベースでのリスク管理として、有価証券の評価損益を計測し、前日比等を基準としたチェック・ポイントと、内部留保額を基準としたアラーム・ポイントにより、迅速なリスク管理に努めています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）

一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失です。当会では、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを分散・共分散法により算出しています。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会では、「信用リスクマネジメント要領」に基づき、信用リスクに関するモニタリングを行うとともに、債務者別の内部格付に基づき与信限度額を設定し管理しています。また、信用リスクの定量的な管理（新BIS規制における標準的手法のリスク・ウェイトをもとに算出した所要自己資本額からリスク量を算出）にも努めています。

与信審査については、審査部門において個別案件の評価を行うなど、営業部門から切り離された独立性を確保しつつ、厳格かつ適格な判断を下せる体制を確立しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当会では、流動性リスクを市場リスクの一つと捉え、「市場リスクマネジメント要領」のなかに管理体制・管理手法を定めています。

資金繰りリスクについては、日次・月次ベースでの資金繰り、貯金、預金の満期構成等について十分に把握、分析を実施することにより管理を行うとともに、流動性の高い資産を準備するなど、リスクの顕在化に備えています。

市場流動性リスクについては、運用を行ううえでの重要な判断材料の一つとして、運用商品毎の市場流動性リスクを常時モニタリングしています。

オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）及び金融機関自らが「オペレーション・リスク」と定義したリスク（自己資本比率の算定に含まれない分）をいいます。

当会では、「オペレーション・リスク管理要領」に基づき、それぞれのリスク管理を実施するとともに、各種内部管理手続に基づく事故等の未然防止を徹底しています。また、不測の事態に備えた「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」の策定と定期的な訓練、新しい金融商品の取り扱いや各種契約書類の作成にあたっての顧問弁護士によるリーガル・チェックを実施しています。

◆ 内部監査体制

当会では、業務執行部門から独立した「監査室」を設け、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検討・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の本所・支所の全てを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善への取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に

理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◆ A L M管理体制

当会では、資金調達と資金運用を統合的に管理し、適正な流動性を保持しつつ、収益の最大化と安定化を図るため、A L M委員会を定期的に開催しています。

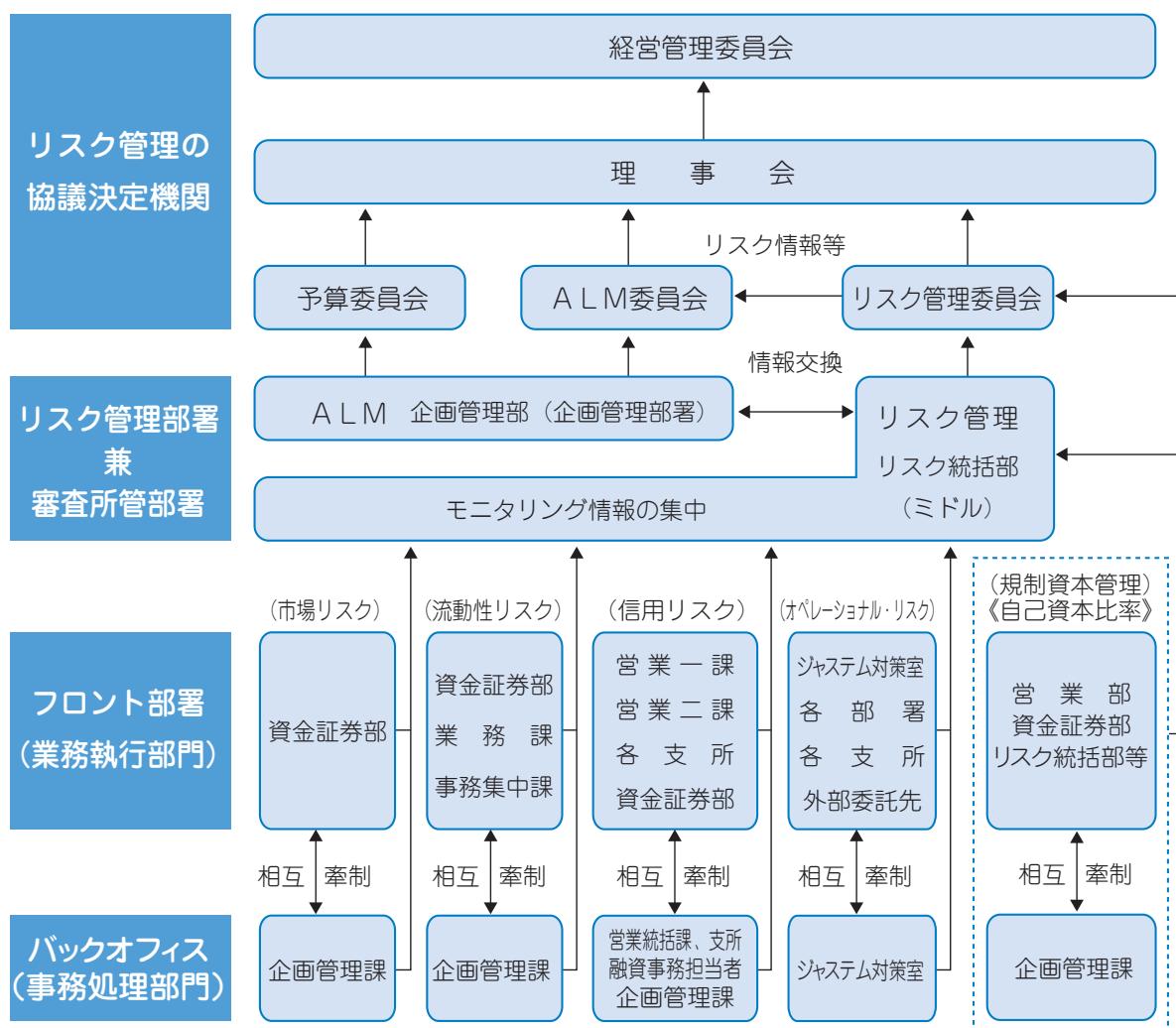
A L M委員会では、経済・金融環境の予測を踏まえた融資および余裕金の運用方針と収益予測、取得リスクの認識等当会の現状分析とリスク削減の対応策、金利変動リスクが収益に及ぼす影響と対応策等を検討し、財務の健全性維持と安定収益の確保に努めています。

◆個人情報保護

当会では、「個人情報保護方針」を定め、個人情報に関する考え方や方針を公表し、利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得、正確性・透明性の確保に取り組んでいます。

また、「個人情報取扱規程」、「個人情報取扱運用細則」により、個人情報の適切な保護、適正な利用に努めています。

◆リスク管理体制図





内部統制の取り組み

◆内部統制基本方針

当会は、農林水産業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を制定し取り組んでおります。

役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、「コンプライアンスの基本方針」、「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務の運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受ける。
- (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス関係部署および外部の法律事務所に相談・情報提供できる「ヘルpline」制度を設置する。
- (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
- (2) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
- (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーション・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるように許容リスクを設定し、これを上限とした運用を行うようコントロールを行うことにより、経営全体での統合的なリスク管理に取り組む。
- (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。

- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事および幹部職員により構成された会議体を設置し、一定の事項にかかる原案等を隨時検討する。
- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

内部監査体制

- (1) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2) 内部監査は、当会の全業務を対象とし、理事会が承認する「年度監査計画」および理事長の承認する「監査実施計画」に基づき実施する。
- (3) 監査室長は、内部監査終了後、「内部監査報告書」を取りまとめ理事長に報告する。理事長は、定期的に内部監査の結果を理事会へ報告するとともに、内部監査の実施状況を経営管理委員会へ報告する。
- (4) 監査室長は、監事およびJA全国監査機構と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置する。
- (2) 監事室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、専任の職員を配置する。
- (3) 監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。

理事および職員が監事に報告するための体制およびその他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。
- (2) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を通知・連絡する。
- (3) 監査室は、内部監査結果を理事長に報告し、監事に回付する。また、監事と定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。

その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べることができるものとする。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、理事および職員は、監事監査基準および監事監査規程に定めのある事項を尊重する。



当会の業績

一昨年の世界的な金融危機によりわれわれ系統信用事業を取り巻く環境も急変し厳しい状況となりましたが、会員JAご協力のもと、将来的な自己資本規制強化の方向性等も踏まえ、より磐石な経営基盤の構築のため、平成21年7月31日に後配出資金109億円、永久劣後ローン200億円からなる自己資本の増強を実施し、もって系統信用事業への貢献を果たすよう取り組んでいるところでございます。

平成21年度の業務運営につきましては、「中期経営計画（平成19年度～平成21年度）」を踏まえ、また、平成21年2月に策定した経営改善計画の着実な実践に取り組みました結果、金融市場の回復も相俟って計画以上の剩余金を計上することができました。

貯金業務

J A貯金は対前年比伸び率0.7%の増加となりましたが、当会への資本増強政策の一環としての永久劣後ローンの貸出などが要因となり、期末残高は8,669億円と対前年比1.4%の減少となりました。

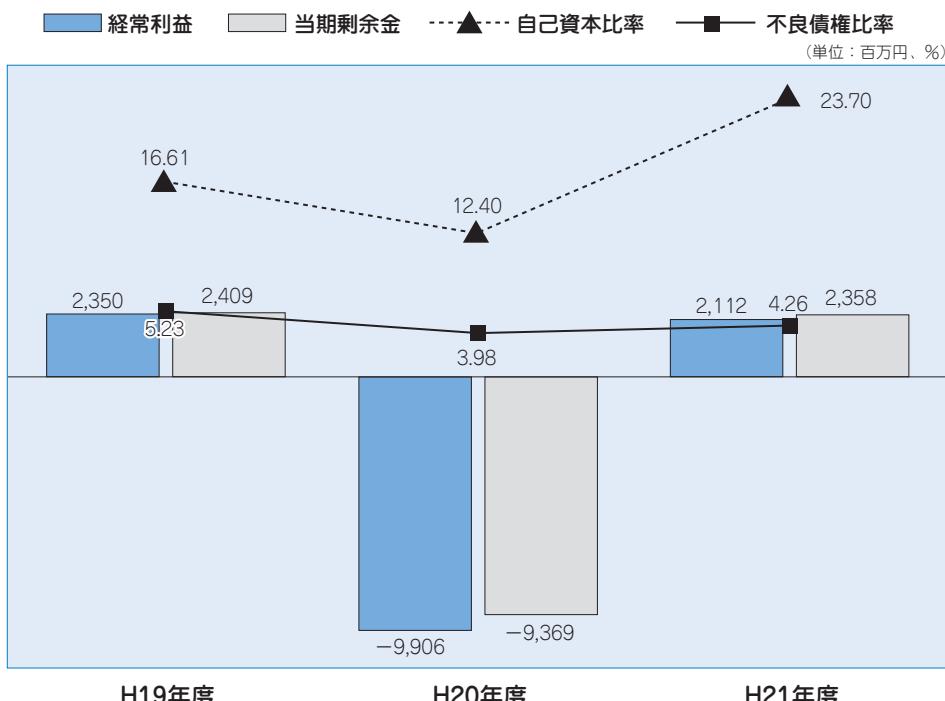
融資業務

県内を基盤とする地場企業・個人への融資推進の展開による残高伸長に努めましたが、他の金融機関への借換等による繰上償還や、シンジケートローンについては、経済情勢に鑑み審査を厳格化したことにより新規実行件数が減少した結果、期末残高は1,124億円と対前年比5.4%の減少となりました。

受託貸付業務

住宅金融支援機構資金の償還を主因に、受託貸付金全体の償還が増加した結果、期末残高270億円と対前年比5.4%の減少となりました。

最近3事業年度の収支状況



余裕金運用業務

預け金運用では、預かり資産等の資金変動に対応するため、流動性資金を確保しつつ短期金利の動向を捉えながら効率運用に努めました。預け金運用につきましては、有価証券と貸出金の残高が減少した結果、期末残高は5,112億円と対前年比8.5%の増加となりました。

有価証券運用につきましては、期末に減損費用15億円を計上したものの、世界景気の回復と金融市場の安定化による相場の回復が寄与し、有価証券等の評価損益も前期末73億円の評価損から今期末64億円の評価益と大きく改善した結果、有価証券等の残高は2,723億円と対前年比0.4%の増加となりました。

収支・自己資本比率

収支状況につきましては、経営改善計画の着実な実践による安定収益の確保と財務基盤の強化に取り組みました結果、当期剩余金23億円となりました。また、自己資本の増強により自己資本比率は23.70%となりました。

業

績



トピックス

ゆうちょ銀行ATM入出金手数料の平日日中無料化の実施

平成22年4月1日より、JAバンクのキャッシュカードをお使いの方が、ゆうちょ銀行ATMを利用して入出金する際の顧客手数料が、平日日中（8：45～18：00）無料でご利用いただけるようになりました。なお、その他の時間帯につきましては105円となります。

JFマリンバンクとのATM出金手数料の終日無料化の実施

平成22年4月1日より、JAバンクのキャッシュカードをお使いの方が、JFマリンバンクのATMを利用して出金する際の顧客手数料が、終日無料でご利用いただけるようになりました。

業
績

JAバンク山口トップセミナーの開催

JA信用事業を取り巻く環境が一段と厳しくなる中、営業力を強化し、また地域から信頼され選ばれる金融機関を目的に、平成21年9月1日にJAビルにおいて「JAバンク山口トップセミナー」を開催しました。

当日は県下JAの役職員約100名が参加し、JAバンク山口の現状と課題についての報告や講演会を行い、目標の完全達成に向けた一体感の醸成を図りました。



河村経営管理委員会会長による挨拶

JAバンク山口涉外担当者大会の開催

平成21年6月3日にJAビルにおいて、信用事業の第一線でご活躍され、組合員や利用者皆さまの負託に応えるべく日夜努力しておられる県内JAの涉外担当者の功労を称えることを目的に、「平成21年度JAバンク山口 涉外担当者大会」を開催しました。

当日は表彰式のほか、受賞者代表による体験発表や大会決議文の採択が行われ、信用事業のより一層の発展を目指し、決意を新たにする場となりました。



中尾理事長による挨拶



涉外担当者による大会決議

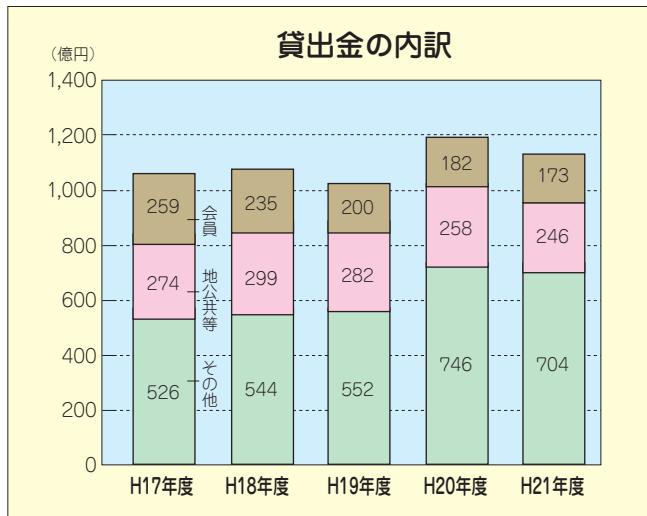


社会的責任と貢献活動

当会は、JAグループの一員として、また地域金融機関として、農業をはじめとして地域社会・経済・産業・文化の発展・振興に貢献していきたいと考えています。

地域への資金供給について

当会の資金は、そのほとんどが県内のJAにお預けいただいた組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を原資としています。その資金をもとに、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資や、地域経済を支える地元企業の発展を支援するための融資を行っています。



地域農業の振興への貢献

(1) 農業資金の商品力強化

本県農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化・後継者不足等による耕作放棄地の拡大や諸規制の緩和・国際化の進展等に伴い、従前の営農手法では地域の農業を維持・継続することは非常に困難な状況にあります。こうした状況の中、集落型営農組織等の育成に取り組むため「担い手サポート資金」を創設し、集落型営農組織等の設立初期の経営安定に貢献できるよう、JAグループ山口をあげて地域農業の振興・発展に取り組んでいます。

また、新たな要綱資金として「農機ハウスローン」の取り扱いを平成22年4月より開始しました。

さらに、JAを窓口とし、全国から農業法人へ資本供給を行う「アグリシードファンド」を導入しています。これは、資本不足ながら、技術力があり、地域農業の担い手となりうる農業法人に出資を行うものです。

(2) メイン強化先への対応

県内JAにおいては、将来的な地域農業の担い手となりうる農業法人・農業者を「メイン強化先」としていただき、県連、JA信用部門、営農経済部門等と連携し、農業者の資金ニーズへの対応をはじめ、トータルサービスの提供・相談等を実施することとしております。

地域密着型金融について

(1) JAバンク山口地産・地消応援定積キャンペーンの実施

平成21年10月1日～12月30日までの間、JAグループ“みんなのよい食プロジェクト”「JAバンク山口地産・地消応援定積キャンペーン」を実施しました。

各管内JAの特産品をプレゼントするなど、期間中の定積新規契約20,878件、うち地産地消応援定積8,648件となり、期間中の満期到来件数に対し+16.5%の伸び率となりました。



(2) やまぐち子育て家庭応援事業への協賛

安心して子どもを生み、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもや子育て家庭を社会全体で応援していくため、山口県が取り組む応援優待事業に県内JAが協賛店事業所として加盟しており、18歳以下の子供扶養している個人の方を対象とした「のびすく定期積金」を取り扱い、お子様の人数によって定期積金の店頭表示金利に上乗せをしています。



(3) 緊急貸付制度の創設

農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献のなかで、「平成21年7月豪雨災害等」により被害を受けた農業者に対し、緊急を必要とする経営資金の融通を円滑に行い、農業経営の安定を図ることを目的に緊急貸付制度を創設しました。

(4) JAバンクアグリサポート事業

① JAバンク食農教育応援事業

・教材本贈呈事業

社会貢献活動の一環として、次世代を担う子どもたちに向け、農業に対する理解深耕のための教材本を作成し、県内のJAから地元小学校に配布しております。

・教育活動助成事業

JAが独自に実施する子ども向けの食農教育に関わる諸活動に対し、全国の枠組みから費用助成を行っております。

② JAバンク新規就農応援事業

新規就農者向けに研修を行う農家・団体に対し、金銭面の助成を開始します。

このほか、新規就農者向け低利貸出商品（利子助成付き）について導入に向けた検討を行うこととしております。



利用者ネットワーク化への取り組み

「悠久俱楽部」活動への支援

長年にわたり農業や地域の発展に貢献された高齢者の皆さんに、明るく健やかな人生を行っていただくことを目的に、ゲートボール大会の開催や旅行等の企画を行っております。



金融円滑化に対する態勢整備の実施

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が平成21年12月4日に施行されたことを受け、「金融円滑化にかかる基本の方針」を制定するなど態勢の整備を行いました。地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を最も重要な役割のひとつと位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に取り組んでいます。



当会の概要

◆会員数

資格	平成22年3月末現在	平成21年3月末現在
正会員	22	22
准会員	19	19
合計	41	41

◆職員数

	平成22年3月末現在	平成21年3月末現在
男子職員	61人	64人
女子職員	39人	38人
嘱託常傭人	15人	13人
合計	115人	115人

◆自動化機器の設置状況

(平成22年6月末現在)

	店舗内	店舗外
JA設置	C D	0台
	A T M	148台
信連設置	C D	0台
	A T M	3台

(注) 他金融機関との共同設置を含んでいます。

◆店舗一覧

(平成22年6月末現在)

店舗名	所在地	電話番号
本所	山口市小郡下郷2139番地	083(973)2230
県庁内支所	山口市滝町1番1号	083(923)2337
美祢市役所内支所	美祢市大嶺町東分326番地の1	0837(52)1075

◆子会社等（子法人等）

該当ありません。



役員・機構

◆役 員

平成22年7月現在

経営管理委員会

経営管理委員会会長	河 村 壽 雄
経営管理委員会副会長	松永 稔
経営管理委員会委員	水津 俊男
経営管理委員会委員	辻久樹
経営管理委員会委員	前田 透
経営管理委員会委員	神尾 夫
経営管理委員会委員	金原 透夫
経営管理委員会委員	小川 男
経営管理委員会委員	中原 基
経営管理委員会委員	小田 宏
経営管理委員会委員	吉村 夫
経営管理委員会委員	正鬼 雄
経営管理委員会委員	神鬼 伸
経営管理委員会委員	山本 雄

理 事 会

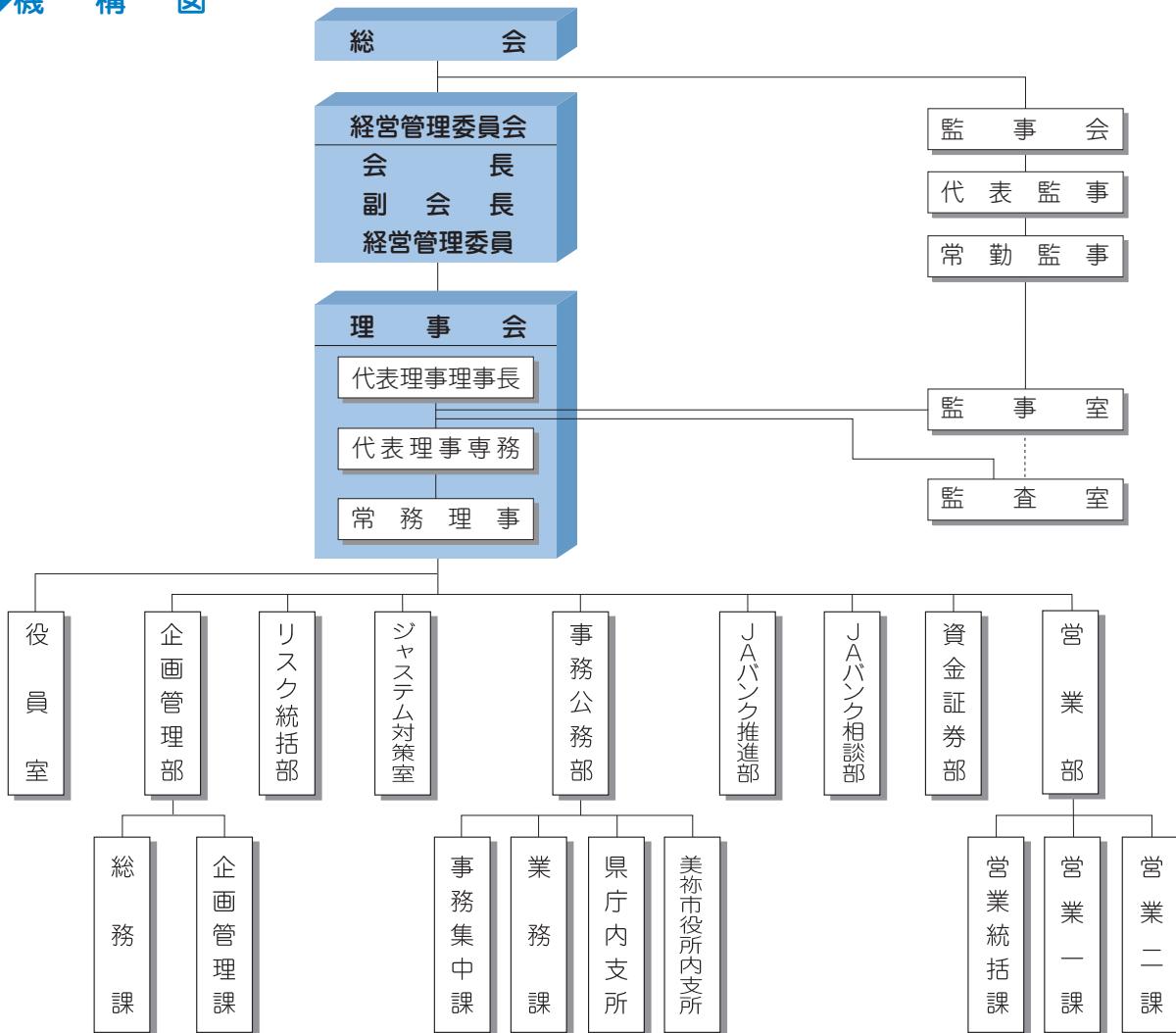
代表理事理事長	中 安 吉	尾 田 本	啓 謙 紀	治 吾 與 志
---------	-------	-------	-------	---------

監 事

代表監事	表 勤	監 督	事 事	本 伊 齊 岩	多 藤 藤 村	正 和 弘	宏 隆 基
常勤監監							

◆機 構 図

平成22年7月現在





沿革・歩み

大正 4 年	「商業組合法」により「保証責任山口県信用組合聯合会」を設立
昭和11年	「保証責任山口県購買販売聯合会」と合併し「保証責任山口県信用購買販売聯合会」を設立
昭和18年	「農業団体法」により「山口県農業会」に改組
昭和23年	「農業協同組合法」の制定に伴い「山口県信用農業協同組合連合会」を設立
昭和30年	山口県農協貯金100億円突破
昭和37年	田布施支所を廃止
昭和38年	本所事務所を山口県農協会館へ移転（現在の山口県 JA ビル）
昭和39年	住宅金融公庫代理業務開始
昭和41年	大田支所を廃止
昭和43年	久賀・美祢支所を廃止
昭和47年	厚狭・防府支所を廃止
昭和54年	山口県農協貯金1,000億円突破
昭和55年	山口県指定代理金融機関業務開始
昭和56年	当会貯金1,000億円突破
昭和59年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和61年	山口県農協会館（JA ビル）別館完成
平成 1 年	山口県農協貯金5,000億円突破
平成 2 年	県内系統農協オンライン開通
平成 3 年	全国農協貯金ネットサービス開始
平成 4 年	県庁内支所を開設
平成 5 年	岩国・柳井・萩・深川支所を廃止し、岩国・久賀・柳井・萩・深川代理所を開設
平成 6 年	国債等窓口販代理業務開始
平成 8 年	美祢市役所内支所を開設
平成 9 年	都銀・地銀とのCDオンライン提携（MICS）開始
平成10年	5業態間CDオンライン提携開始
平成11年	山口県 JA 貯金1兆円突破
平成12年	農協の新シンボルマークと愛称「JA」を導入
平成13年	久賀・柳井・深川代理所を廃止
平成14年	国債等窓口販売業務（自己窓販）開始
平成16年	新信用システム稼動
平成17年	萩代理所を廃止
平成18年	日銀歳入金の取扱開始
平成19年	系統信用事業の愛称として「JAバンク」を導入
平成20年	投資信託窓口販売業務の開始
平成21年	郵便貯金とのCD・ATMオンライン提携
	インターネットバンキングサービス「JAネットバンク」開始
	岩国代理所を廃止
	「JAバンクシステム」発足
	経営管理委員会制度導入
	確定拠出年金業務開始
	徳山・下関支所を廃止
	全国統一オンラインシステム（JASTEM）へ移行
	新決済サービス「Pay-easy（ペイジー）」開始
	セブン銀行とのATMオンライン提携
	印鑑照会システム稼動
	新JAカードの発行開始
	ICキャッシュカードの発行開始
	日銀歳入復代理店として取扱開始
	確定拠出年金の取扱終了
	J A バンク A T M 入出金手数料の全国一斉無料化開始
	新事務所（小郡別館）の開設



1 主要な業務

◆貯金業務

会員であるJAをはじめとした農業団体、地方公共団体、企業そして地域の皆さんからも貯金をお預かりしています。皆さんにお気軽にご利用いただけますよう、各種貯金をとりそろえています。

また、JAキャッシュカードをご利用いただきますと、全国のJAはもちろん、銀行、セブン-イレブンやイトーヨーカドー等に設置されたセブン銀行のATMなどで、現金のお引出しや残高照会などの取引がご利用いただけます。

◆融資業務

一般融資

当会では、地域でお預かりした大切な貯金を地域の繁栄のためにお役立てたいと考えています。良質で豊富な信連資金は、農業関連産業をはじめ、一般企業、個人の方々にも広く利用されています。

設備資金、運転資金、住宅資金のほか、各種資金をご利用にあわせた条件でご融資しています。

公庫・制度資金

農業をされる方が安定した農業経営を維持するための農業経営基盤強化資金などの日本政策金融公庫農林水産事業資金をはじめ、利用者の皆さんのが豊かな生活をお手伝いする住宅金融支援機構や日本政策金融公庫国民生活事業（教育資金）の資金なども取り扱っています。

融資審査

融資にあたっては、専任審査体制による厳正な審査により、貸出資産の健全化を図っています。

◆証券業務

幅広い資金運用ニーズにお応えするため、国債や証券投資信託の窓口販売を行っています。

◆為替業務

北海道から沖縄まで、全国のJA、信連、農林中金の各店舗がひとつのネットワークによって結ばれ、さらに全国の各金融機関とも全銀データ通信システムにより結ばれており、振込、送金、手形の取立などの取引を迅速、確実に行ってています。また、このネットワークは給与振込や各種の年金振込などに広く利用され、給与や年金受給者のご要望にお応えしています。

2 金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. お客様の投資目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

3 利用者保護等管理方針

当会は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. お客さまに対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適かつ十分に行います。
2. お客様からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適かつ十分に対応します。
3. お客さまに関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会のお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

4 利益相反管理方針の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないように保護し、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備するため、利益相反管理方針（以下、「本方針」という。）の概要を次のとおり公表いたします。

1. 対象取引の範囲
本方針の対象とする利益相反のおそれのある取引とは、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
利益相反のおそれのある取引の類型は、次のとおりです。
(1) お客さまと当会の間の利益が相反する場合
(2) お客さまと他のお客さまとの間の利益が相反する場合
3. 利益相反管理統括部署
当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその責任者を定めます。この統括部署は、営業部門等からの影響を受けないものとします。
4. 利益相反の管理の方法
利益相反のおそれのある取引を特定した場合には、次に掲げる方法により当該利用者の保護を適正に確保します。
(1) 対象取引を行う部門と当該利用者との取引を行う部門を分離する方法
(2) 対象取引または当該利用者との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
(3) 対象取引に伴い、当該利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者に適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
(4) その他対象取引を適切に管理するための方法
5. 利益相反管理体制
当会は利益相反管理体制を整備し、以下のとおり実効性のあるものにします。
(1) 統括部署は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を適正に実施します。
(2) 当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規定に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
(3) 当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

5 金融円滑化にかかる基本の方針

当会は、地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向けて取り組んでおります。

1. お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するように努めます。
2. 事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みを支援できるように努めます。
3. お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。また、謝絶する場合には、その理由を可能な限り具体的にかつ丁寧に説明するように努めます。
4. お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるように努める。
5. 中小企業者等金融円滑化法への対応
農業事業者、中小企業者および住宅ローン利用のお客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するように努めます。また、その際には、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、中小企業再生支援協議会等との緊密な連携を図るように努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑な措置をとることができるように、以下の体制を整備しております。
 - (1) コンプライアンス委員会にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 金融円滑化管理責任者を設置し、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 金融円滑化管理責任部署、金融円滑化管理担当者を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。



手数料一覧

平成22年6月末現在

(単位:円)

◆内国為替手数料(1件につき)

種類	取扱区分	当会の本・支所	県内JA	その他の金融機関
振込手数料				
電信扱	3万円未満	210	210	420
	3万円以上	420	420	630
文書扱	3万円未満	210	210	420
	3万円以上	420	420	630
同一店内振込	3万円未満	105	—	—
	3万円以上	315	—	—
ATM振込サービス・インターネットバンキングご利用の場合				
電信扱	3万円未満	105	105	210
	3万円以上	210	210	420
同一店内振込	3万円未満	無料	—	—
	3万円以上	無料	—	—
FD(フロッピーディスク)・定額自動送金サービスご利用の場合				
電信扱	3万円未満	105	105	315
	3万円以上	315	315	525
同一店内振込	3万円未満	無料	—	—
	3万円以上	無料	—	—
送金手数料				
普通扱(送金小切手)		420	420	630
代金取立手数料				
隔地間	普通扱	420	420	630
	至急扱	420	420	840
同一交換区域内(手形)		315	315	315
同一交換区域内(小切手)		105	105	105
その他の諸手数料				
振入・送金の組戻料		630	630	630
不渡手形返却料		630	630	630
取立手形組戻料		630	630	630
取立手形店頭提示料		630	630	630

- (注) 1. ATM振込サービスご利用の場合、当会および県内JA発行のキャッシュカードのみご利用いただけます。
 2. 定額自動送金サービスは口座引落手数料が別途52円必要になります。
 3. 取立手形の店頭呈示に要する実費が630円を超える場合は、その実費を申し受けます。

◆手形小切手帳発行手数料

(単位:円)

小切手帳	1冊(50枚)	840
約束手形帳	1冊(50枚)	1,050
約束手形帳	1冊(20枚)	420
為替手形帳	1冊(20枚)	420

事

業

◆CD・ATM利用手数料

(単位:円)

		平 日		土 曜 日		日・祝日・年末・正月 9:00~17:00
		8:45~18:00	18:00~19:00	9:00~14:00	14:00~17:00	
当会・県内JAキャッシュカード	出 金	無料	無料	無料	無料	無料
	入 金					
県外JAキャッシュカード	出 金	無料	無料	無料	無料	無料
	入 金					
提携金融機関カード	出 金	105	210	105	210	210
		無料	無料	無料	無料	無料
		無料	105	105	105	105
自動キャッシング	出 金	無料	105	無料	105	105
当会キャッシュカードによる ゆうちょATM利用	出 金					
	入 金	無料	105	105	105	105
当会キャッシュカードによる セブン銀行ATM利用	出 金					
	入 金	無料	105	無料	105	105

(注) 1. CD・ATMの稼働日・時間帯につきましては、店舗によって異なります。各キャッシュサービスコーナーでご確認ください。

2. 時間外のご利用には、別途手数料がかかる場合がございます。各キャッシュサービスコーナーに備え置かれたパンフレット等でご確認ください。

◆両替・硬貨入金手数料

硬貨・紙幣の両替手数料

(単位:円)

持込み・持帰り合計枚数	100枚以下	無料
	101枚以上500枚以下	315
	501枚以上	525

硬貨入金手数料

500枚以上の硬貨入金について、入金額の1.05% (上限: 525円)

◆その他の手数料

(単位:円)

払戻回数超過手数料 (貯蓄貯金I型) (1ヶ月間に5回を超えて払戻しをするときはその払戻し1回あたり)		105
貯金間振替手数料 (定型自動振替)		無料
他所払小切手入金手数料		為替取立手数料に準ずる
自己宛小切手発行手数料		420
通帳・証書再発行手数料 (1件あたり)		1,050
ICキャッシュカード発行手数料 (単体1枚あたり)		無料
ICキャッシュカード発行手数料 (クレジット一体型)		無料
キャッシュカード再発行手数料 (1枚あたり)		1,050
ワイドカード発行および再発行手数料		1,050
残高証明書発行手数料	都度発行	420
	継続発行	210
国債等保護預り口座兼振替決済口座管理手数料 (1ヶ月あたり)		105
国債等保護預り残高証明書発行手数料		無料
投信販売手数料・解約手数料		ファンド毎の料率
投信保護預り残高証明書発行手数料		210
保護預り手数料 (消費税別途) (ただし、500円に満たない場合は500円)		月末残高×1/12×5/10,000
個人情報保護法に係る開示手数料 (1件あたり)		525

上記の手数料には、消費税額等(5%)が含まれています。

資料編

CONTENTS

貸借対照表	28
損益計算書	29
キャッシュ・フロー計算書	30
平成21年度注記表	31
平成20年度注記表	37
剰余金処分計算書	41
財務諸表の適正性等にかかる確認	41
経営諸指標	42
貯金に関する指標	44
貸出金等に関する指標	45
有価証券に関する指標	49
自己資本の充実の状況	52

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成21年度 (平成22年3月31日)	平成20年度 (平成21年3月31日)	科 目	平成21年度 (平成22年3月31日)	平成20年度 (平成21年3月31日)
(資産の部)					
現 金	797	751	貯 金	866,910	879,456
預 け 金	511,257	471,321	当 座 貯 金	15,172	16,831
系 統 預 け 金	509,217	470,957	普 通 貯 金	6,116	5,768
系 統 外 預 け 金	2,039	364	貯 蓄 貯 金	27	14
譲 渡 性 預 け 金	—	—	通 知 貯 金	6,650	12,250
コ ー ル ロ ー ン	—	—	別 段 貯 金	1,485	26,172
買 現 先 勘 定	—	—	定 期 貯 金	837,459	818,419
債券貸借取引支払保証金	—	—	譲 渡 性 貯 金	—	—
買 入 手 形	—	—	売 現 先 勘 定	—	—
買 入 金 銭 債 権	1,643	1,706	債券貸借取引受入担保金	—	—
金 銭 の 信 託	7,399	6,970	借 用 金	20,000	—
有 価 証 券	263,265	262,591	代 理 業 務 勘 定	110	57
国 方 債 債	150,144	148,717	そ の 他 負 債	3,305	3,441
地 方 債 債	13,355	13,488	未 払 費 用	1,457	1,884
短 期 社 債	—	—	そ の 他 の 負 債	1,847	1,557
社 外 国 証 券	21,642	19,415	諸 引 当 金	909	951
株 式	38,516	47,942	賞 与 引 当 金	—	—
受 益 証 券	9,182	8,018	退 職 給 付 引 当 金	881	929
投 資 証 券	26,066	21,481	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	28	22
そ の 他 証 券	4,357	3,526	繰 延 税 金 負 債	992	—
貸 出 金	112,417	118,788	債 務 保 証	2,526	2,679
手 形 貸 付	682	428	負 債 の 部 合 計	894,755	886,586
証 書 貸 付	79,848	83,216	(純資産の部)		
当 座 貸 越	9,297	11,522	出 資 金	35,542	24,647
金 融 機 関 貸 付	22,578	23,578	(うち後配出資金)	(20,000)	(9,104)
割 引 手 形	11	41	回 転 出 資 金	2,197	2,197
そ の 他 資 産	1,373	1,882	資 本 準 備 金	—	—
未 収 収 益	1,152	1,575	再 評 価 積 立 金	5	5
そ の 他 の 資 産	221	306	利 益 剰 余 金	9,038	6,679
有 形 固 定 資 産	884	924	利 益 準 備 金	6,679	11,012
建 物	342	374	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,358	△ 4,332
土 地	511	512	特 別 積 立 金	—	3,800
リ 一 ス 資 産	—	—	当 期 未 処 分 剰 余 金	2,358	△ 8,132
建 設 仮 勘 定	—	—	(うち当期剰余金)	(2,358)	(△ 9,369)
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	29	37	処 分 未 濟 持 分	—	—
無 形 固 定 資 産	131	156	会 員 資 本 合 計	46,784	33,530
ソ フ ト ウ イ ア	123	147	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,086	△ 7,358
リ 一 ス 資 産	—	—	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	8	8	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,086	△ 7,358
外 部 出 資	48,166	48,142	純 資 産 の 部 合 計	51,870	26,171
系 統 出 資	47,091	47,091			
系 統 外 出 資	1,075	1,050			
予 会 社 等 出 資	—	—			
繰 延 税 金 資 産	—	331			
債 務 保 証 見 返	2,526	2,679			
貸 倒 引 当 金	△ 3,237	△ 3,489			
外部出資等損失引当金	—	—			
資 産 の 部 合 計	946,626	912,758	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	946,626	912,758

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成21年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	科 目	平成21年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
経 常 収 益	16,515	15,270	役 務 取 引 等 費 用	812	893
資 金 運 用 収 益	12,528	12,826	支 払 為 替 手 数 料	28	22
貸 出 金 利 息	2,759	1,922	そ の 他 の 支 払 手 数 料	779	866
預 け 金 利 息	1,182	1,957	そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	3	4
有 価 証 券 利 息 配 当 金	4,689	5,252	そ の 他 事 業 費 用	3,456	10,269
コ ー ル ロ ー ン 利 息	—	—	支 払 助 成 金	—	—
買 現 先 利 息	—	—	外 国 為 替 売 買 損	—	148
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	—	—	買 入 金 錢 債 權 売 却 損	—	—
買 入 手 形 利 息	—	—	国 債 等 債 券 売 却 損	1,674	787
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	—	—	国 債 等 債 券 償 戻 損	192	306
そ の 他 受 入 利 息	3,896	3,693	国 債 等 債 券 償 却	1,588	7,617
(うち受取奨励金)	(3,832)	(3,093)	金 融 派 生 商 品 費 用	—	1,407
(うち受取特別配当金)	(—)	(573)	そ の 他 の 事 業 費 用	—	—
役 務 取 引 等 収 益	1,511	1,592	経 常 費 用	1,914	2,008
受 入 為 替 手 数 料	37	31	人 件 費	742	768
そ の 他 の 受 入 手 数 料	1,471	1,558	物 件 費	1,108	1,181
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	2	2	税 金	63	59
そ の 他 事 業 収 益	1,701	726	そ の 他 経 常 費 用	279	4,076
受 取 助 成 金	—	—	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	1,309
買 入 金 錢 債 權 売 却 益	—	—	貸 出 金 償 却	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	1,058	90	債 權 売 却 損	—	—
国 債 等 債 券 償 戻 益	181	17	株 式 等 売 却 損	7	—
金 融 派 生 商 品 収 益	456	—	株 式 等 償 却	81	2,729
そ の 他 の 事 業 収 益	4	619	金 錢 の 信 託 運 用 損	182	29
そ の 他 経 常 収 益	774	124	そ の 他 の 経 常 費 用	7	8
株 式 等 売 却 益	655	—	経 常 利 益	2,112	△ 9,906
金 錢 の 信 託 運 用 益	75	77	特 別 利 益	252	294
そ の 他 の 経 常 収 益	43	46	固 定 資 産 処 分 益	0	1
経 常 費 用	14,403	25,176	不 動 産 圧 縮 特 別 勘 定 戻 入	—	90
資 金 調 達 費 用	7,941	7,928	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	251	—
貯 金 利 息	2,224	2,990	償 却 債 權 取 立 益	—	1
譲 渡 性 貯 金 利 息	0	4	そ の 他 の 特 別 利 益	0	200
借 用 金 利 息	488	—	特 別 損 失	1	85
売 現 先 利 息	—	—	固 定 資 産 処 分 損	0	2
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	—	不 動 産 圧 縮 損	0	82
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	—	—	不 動 産 圧 縮 特 別 勘 定 繰 入	—	—
そ の 他 支 払 利 息	5,227	4,933	減 損 損 失	0	0
(うち支 払 奨 励 金)	(5,216)	(4,919)	そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
			臨 時 損 失	—	—
			税 引 前 当 期 利 益	2,363	△ 9,696
			法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4	4
			法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 還 付 額	—	0
			法 人 税 等 調 整 額	0	△ 331
			当 期 剰 余 金	2,358	△ 9,369
			前 期 繰 越 剰 余 金	—	1,237
			当 期 未 処 分 剰 余 金	2,358	△ 8,132

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科	目	平成21年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益		2,363	△ 9,696
減価償却費		138	141
減損損失		0	0
貸倒引当金の増加額		△ 251	△ 342
退職給付引当金の増加額		△ 41	△ 9
資金運用収益		△ 12,528	△ 12,826
資金調達費用		7,941	7,928
有価証券関係損益		1,218	12,603
金銭の信託の運用損益		122	△ 32
外部出資関係損益		—	—
固定資産処分損益		△ 0	△ 7
不動産圧縮損		0	—
貸出金の純増減		6,370	△ 15,222
預け金の純増減		△ 49,000	15,009
貯金の純増減		△ 12,545	10,256
事業分量配当金の支払額		—	△ 790
その他の		△ 272	325
資金運用による収入		12,986	12,985
資金調達による支出		△ 8,361	△ 7,937
小計		△ 51,858	12,383
法人税等の支払額		△ 4	△ 4
事業活動によるキャッシュ・フロー		△ 51,863	12,379
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 34,280	△ 53,951
有価証券の売却による収入		36,560	9,931
有価証券の償還による収入		9,769	24,113
金銭の信託の増加による支出		—	—
金銭の信託の減少による収入		—	—
固定資産の取得による支出		△ 76	△ 140
固定資産の処分による収入		1	39
外部出資の増加による支出		△ 24	△ 15,546
外部出資の減少による収入		—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		11,949	△ 35,552
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		20,000	—
劣後特約借入の返済による支出		—	—
出資の増額による収入		10,895	1
出資金の払戻しによる支出		—	△ 1
出資配当金の支払額		—	△ 360
回転出資金の受入による収入		—	790
回転出資金の払戻しによる支出		—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		30,895	429
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
5 現金及び現金同等物の減少額		△ 9,018	△ 22,743
6 現金及び現金同等物の期首残高		41,602	64,346
7 現金及び現金同等物の期末残高		32,583	41,602

平成21年度 注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「-」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・売買目的の有価証券………時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満定期保有目的の債券………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式………保有していません。
 - ・その他有価証券
時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの………原価法（売却原価は移動平均法により算定）
取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもつて貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
- 建物 定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は19年～50年です。
 - 動産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。
- (6) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしていますが、対象となる取引はありません。
- (8) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (9) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を除く。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当期は正常先債権、要注意先債権ともに貸倒実績率を採用しています。）を計上しています。要管理債権に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を一般貸倒引当金として引き当てています。破綻懸念先債権に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を個別貸倒引当金として引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、査定実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っています。
 - ② 退職給付引当金
退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金については、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当期末要支給見積額を計上しています。
- (10) 所有権移転外ファイナンス・リースのうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (11) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- (12) 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令」（農林水産省令第18号平成22年3月17日）により改正され、平成22年3月17日から施行されたことに伴い、貸借対照表における固定資産の表示について、有形固定資産、無形固定資産とも内訳表示しています。
- 2 貸借対照表に関する事項
- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は1,393百万円です。
また、有形固定資産の圧縮記帳額は296百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|------------------|------|-------|-------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース | 1百万円 | 44百万円 | 45百万円 |
| オペレーティング・リース | -百万円 | 23百万円 | 23百万円 |
- (3) 為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預金35,735百万円、有価証券451百万円及びその他資産2百万円を差し入れています。

- なお、その他資産のうち差入保証金は2百万円です。
- (4) 子会社等に対する金銭債権・債務はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は194百万円、延滞債権額は3,720百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は40百万円です。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は645百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,600百万円です。
- なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は11百万円です。
- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,255百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,578百万円が含まれています。
- (13) 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれています。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益・費用はありません。
- (2) 債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示することとしていますが、今年度は相殺した金額はありません。
- (3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。

主な用途	種類
遊休資産	土地

業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産毎の単位でグルーピングをしています。

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上していますが、影響は軽微です。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定しています。

4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当会は、山口県を事業区域として、県内の農業協同組合（JA）等が会員である相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
- J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残余を当会へ預金として預けています。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とする農業に関連する企業・団体、県内の地場企業や団体、地方公共団体及び一般企業などに貸付を行っています。
- また、残余資金である余裕金については農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクを内包しています。
- また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託を満期保有目的、売買目的以外のその他目的で保有しており、これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクを内包しています。長期借入金は、自己資本増強の一環として、県内の会員JAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。
- 劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものですが、そのため劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- 当会はリスクマネジメント基本方針において、当会におけるリスク管理の基本的方針を明らかにするとともに、当会の業務から発生する個々のリスク管理については、基本方針の考え方方に則り、リスク特性を踏まえたリスク管理要領を個別に定めています。また、経営が抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクの統合管理、これらを踏まえた各種リスクに係る限度額の設定・管理等の方針決定や、諸情報を分析し適切に経営の判断に資すること目的としてリスク管理委員会を設置しています。

① 信用リスクの管理

信用リスク管理においては信用リスクマネジメント要領を定め、当会のオンバランス・オフバランス・資産・負債を含めたバランスシート全体を対象として管理しています。

信用リスク取引にかかる経営戦略に基づく具体的方針・統合的な信用リスクに関する方針等の策定、個別案件の審査、執行の担当部署がそれぞれ組織的に分離・独立して行っています。

また、リスクマネジメント手法としてリスク量の把握、内部格付、外部格付、自己査定、個別審査、与信限度、大口信用供与規制管理などによって管理しており、当会全体の格付別・業種等や各種限度額に関する与信状況についてモニタリングを行うとともに、リスク管理委員会において協議のうえ、四半期毎に経営管理委員会、理事会へ報告しています。

② 市場リスクの管理

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む。）の価値が変動する市場リスクについては市場リスクマネジメント要領を定め管理しています。

体制としてフロント部署、バック部署を独立させ相互牽制のもと執行しており、また、フロント部署とは独立したモニタリング部署で当会全体の市場取引の状況、各資産別・フロント別のポジション状況、評価損益、パフォーマンス、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベーシス・ポイント・バリュー）等のリスク指標、リスク管理委員会における決定事項の執行状況についてモニタリングを行うとともに、モニタリング結果については、リスク管理委員会、理事会及び経営管理委員会に四半期毎に報告しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理として市場リスクマネジメント要領において日次の資金繰り表、旬間および月次の資金繰り計画表により調達・運用の大口資金動向等を把握し、系統預金を中心とする安定的な流動性確保に努めています。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(5) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものはありません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金	797	797	—
預け金	511,257	510,180	△1,076
買入金銭債権			
その他目的	1,643	1,643	—
金銭の信託			
運用目的	3,782	3,782	—
その他目的	3,617	3,617	—
有価証券			
その他有価証券	263,265	263,265	—
貸出金	112,431		
貸倒引当金	△3,007		
貸倒引当金控除後	109,423	110,591	1,167
その他資産	4,671	4,671	—
外部出資	48,166	48,166	—
資産計	946,626	946,717	△91
貯金	866,910	865,096	△1,813
借用金	20,000	20,000	—
その他負債	7,844	7,844	—
負債計	894,755	892,941	△1,813

(注) 1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2.貸出金には、貸借対照表上その他資産に計上している従業員貸付金14百万円を含めています。

(6) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額とされています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時

価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる額として算定しています。

② 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、ありません。

(7) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品はありません。

(8) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	511,257	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	988	—	654
その他目的の うち満期があるもの	—	—	—	988	—	654
有価証券	7,182	6,035	12,562	43,799	27,131	146,833
その他目的の 有価証券のうち 満期があるもの	7,182	6,035	12,562	43,799	27,131	146,833
貸出金	25,138	10,633	10,915	8,297	10,499	46,485
合 計	543,578	16,668	23,477	53,085	37,630	193,973

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越9,297百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後付ローン19,578百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等463百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

3. 貸出金には分割実行案件の未実行額はありません。

(9) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	864,331	1,617	25	538	398	—
借用金	—	—	—	—	—	20,000
合 計	864,331	1,617	25	538	398	20,000

(注) 1.貯金のうち要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2.借用金のうち期限のない劣後特約付借入金20,000百万円については「5年超」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれています。以下(3)まで同様です。

① 売買目的有価証券

当年度末において売買目的有価証券は保有していません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

当年度末において満期保有目的の債券は保有していません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額		評価差額
		貸借対照表計上額	計上額	
株式	6,013百万円	7,733百万円	1,719百万円	
債券	168,529	177,050	8,520	
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国債 地方債 短期社債 社債 その他 その他	132,012 12,849 — 13,163 10,504 10,201	139,501 13,355 — 13,519 10,674 11,288	7,488 506 — 355 169 1,087
	小 計	184,744	196,072	11,327
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	株式 債券 国債 地方債 短期社債 社債 その他 その他	1,650百万円 48,772 10,807 — — 8,265 29,700 22,898	1,449百万円 46,608 10,642 — — 8,123 27,842 20,778	△200百万円 △2,164 △164 — — △141 △1,858 △2,119
	小 計	73,321	68,836	△4,484
	合 計	258,066	264,909	6,842

- (注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債1,457百万円を差し引いた金額5,384百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っていますが、「金融資産の時価の算定に関する事務上の取扱い」（実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当期末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っています。
- この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が1,110百万円増加、「その他有価証券評価差額金」が766百万円増加しています。
- なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数です。
3. 「その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。
- 当期における減損処理額は、1,574百万円（うち、社債415百万円、外国証券301百万円、投資証券775百万円、株式81百万円）です。
- なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

債券	売却額 34,730百万円	売却益 1,058百万円	売却損 1,674百万円
株式	1,828	655	7
その他	2,122	181	186
合計	38,681	1,895	1,869

- (4) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。
- ① 運用目的の金銭の信託
- | | |
|-----------------|----------|
| 貸借対照表計上額 | 3,782百万円 |
| 当年度の損益に含まれた評価差額 | 12百万円 |
- ② 満期保有目的の金銭の信託はありません。
- ③ その他の金銭信託

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が 一百万円		一百万円	一百万円
取得原価を超えるもの			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	4,050	3,617	△432
合 計	4,050	3,617	△432

(注) 1. 上記評価差額合計に繰延税金資産134百万円を加えた金額△298百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

6 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

- ① 採用している退職給付制度の概要
- 職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。
- ② 退職給付債務
- | | |
|---------|---------|
| 退職給付債務 | △881百万円 |
| 退職給付引当金 | △881百万円 |
- ③ 退職給付費用
- | | |
|----------|-------|
| 勤務費用 | 56百万円 |
| 退職給付費用の額 | 56百万円 |

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示され平成22年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、156百万円となっています。

7 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	823百万円
退職給付引当金超過額	247百万円
有価証券償却超過額	4,722百万円
減価償却超過額	35百万円
未払費用否認額	138百万円
繰越欠損金	947百万円
その他	82百万円
繰延税金資産小計	6,997百万円
評価性引当額	△6,666百万円
繰延税金資産合計(A)	331百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,323百万円
繰延税金負債合計(B)	△1,323百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△992百万円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	31%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
評価性引当金	△32.1%
その他	0.9%
税効果適用後の法人税等の負担率	0.2%

8 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

平成20年度 注記表

1 重要な会計方針に関する事項

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「-」で表示しております。

(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

・売買目的の有価証券………時価法（売却原価は移動平均法により算定）

・満期保有目的の債券………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）

・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式………保有していません。

・その他有価証券

　時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

　時価のないもの……………原価法（売却原価は移動平均法により算定）

　取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

(追加の情報)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する事務上の取扱い」（実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当期末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が1,124百万円増加、「その他有価証券評価差額金」が1,124百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(3) 金銭の信託（合規運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。

(5) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。

　建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は19年～50年です。

　動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。

(6) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしておりますが、対象となる取引はありません。

(8) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

(9) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

　貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。

　正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を除く。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当期は正常先債権、要注意先債権ともに貸倒実績率を採用しています。）を計上しています。要管理債権に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を一般貸倒引当金として引き当てています。破綻懸念先債権に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を個別貸倒引当金として引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、査定実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っています。

② 退職給付引当金

　退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

③ 役員退職慰労引当金

　役員退職慰労引当金については、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当期末要支給額を計上しています。

(10) 所有権移転外ファイナンス・リースのうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

（会計方針の変更）

　所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、該当するリース資産はありません。

(11) 消費税等の会計処理

　消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は1,363百万円です。
また、有形固定資産の圧縮記帳額は295百万円です。
- (2) 貸借対照表の計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|------------------|-------|-------|--------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース | 50百万円 | 85百万円 | 136百万円 |
| オペレーティング・リース | -百万円 | 2百万円 | 2百万円 |
- (3) 為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預金35,735百万円、有価証券448百万円及びその他資産2百万円を差し入れています。
なお、その他資産のうち差入保証金は2百万円です。
- (4) 子会社等に対する金銭債権・債務はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は142百万円、延滞債権額は4,004百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は386百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,532百万円です。
なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は41百万円です。
- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,730百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,578百万円が含まれています。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益・費用はありません。
- (2) 債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は1,652百万円です。
- (3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。

主な用途	種類
遊休資産	土地

業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産毎の単位でグルーピングを行っています。

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上していますが、影響は軽微です。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定しています。

4 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれています。以下(5)まで同様です。
なお、当年度末では売買目的及び満期保有目的の有価証券は保有していません。

① その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計 上 額	評価差額		
			うち益	うち損	
株 式	8,269 百万円	8,018百万円	△251 百万円	369百万円	620百万円
債 券	229,892	229,565	△327	6,700	7,027
国 債	143,807	148,717	4,910	6,295	1,385
地 方 債	13,113	13,488	375	375	0
金 融 債	0	0	0	0	0
社 債	20,413	19,415	△998	9	1,007
外 国 証 券	52,558	47,942	△4,615	19	4,634
そ の 他	32,470	26,714	△5,756	38	5,794
合 計	270,632	264,297	△6,334	7,107	13,442

(注)

1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 3. 有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する事務上の取扱い」（実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当期末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っております。
- この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が1,124百万円増加、「その他有価証券評価差額金」が1,124百万円増加しております。
- なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。
4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該価額をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当期における減損処理額は10,346百万円（うち、外国証券2,975百万円、受益証券3,433百万円、株式2,729百万円、投資証券1,208百万円）であります。
- なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べて50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。
5. その他有価証券のうち「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理（企業会計基準適用指針第12号）に基づき、外国証券の一部について評価差額を当期の損失として「金融派生商品費用」に1,422百万円を計上しています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
10,977百万円	90百万円	1,072百万円

- (4) 時価のない有価証券のうち、主なものとの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。
なお、下記に表示したものは、すべて外部出資勘定の株式です。

内 容	貸借対照表計上額
その他有価証券	

- (5) その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	9,791百万円	65,427百万円	122,647百万円	30,702百万円
国 債	0	33,106	98,235	17,375
地 方 債	-	-	13,488	-
金 融 債	-	-	-	-
社 債	2,025	9,520	6,084	1,486
外 国 証 券	7,766	22,801	4,837	11,840
そ の 他	439	13,994	2,608	1,770
合 計	10,230	79,422	125,256	32,473

- (6) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	3,944百万円
当期の損益に含まれた評価差額	△19
その他の金銭の信託	
取得原価	4,050
貸借対照表計上額	3,026
評価差額	△1,023
うち益	0
うち損	△1,023

(注)

1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

5 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあたるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。

② 退職給付債務

退職給付債務	△929百万円
退職給付引当金	△929百万円

③ 退職給付費用

退職給付費用の額	54百万円
----------	-------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。
また、存続組合より示され平成21年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、168百万円となっています。

6 税効果会計に関する事項

- (1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生原因別の主な内訳等
總延税金資産及び總延税金負債の内訳は次のとおりです。

總延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,245百万円
退職給付引当金超過額	249百万円
有価証券償却超過額	5,714百万円
減価償却超過額	39百万円
未払費用否認額	137百万円
欠損金の控除額	339百万円
その他	79百万円
總延税金資産小計	7,806百万円
評価性引当額	△7,474百万円
總延税金資産合計(A)	331百万円
總延税金負債	-百万円
その他有価証券評価差額金	-百万円
總延税金負債合計(B)	-百万円
總延税金資産の純額(A)+(B)	331百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当事業年度は、税引き前当期損失であるため、注記を省略しております。

法定実効税率については、平成20年10月1日以降開始する事業年度から適用される地方法人特別税を含めて算出しておりますが、当年度の總延税金資産及び法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

7 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

剰余金処分計算書

科 目		平成21年度	平成20年度
当期末	処 分 剰 余 金	2,358	△ 8,132
剰 余 金	処 分 額	1,100	△ 8,132
利 益 準 備 金		500	△ 4,332
任 意 積 立 金		600	△ 3,800
(特 別 積 立 金)		(600)	(△ 3,800)
出 資 配 当 金		—	—
(普通出資に対する配当金(配当率))		(— (—))	(— (—))
(後配出資に対する配当金(配当率))		(— (—))	(— (—))
事 業 分 量 配 当 金		—	—
次 期 繰 越 剰 余 金		1,258	—

(注) 事業分量配当金の配当基準、配当率は次のとおりです。

	平成21年度	平成20年度
(1) 配当基準	—	—
(2) 配当率	—	—

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成22年7月1日

山口県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 中 尾 啓 治



(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書（及びキャッシュ・フロー計算書）を指しています。

経営諸指標

(最近5事業年度の主要な経営指標)

(単位：百万円)

項目	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
経常収益	16,515	15,270	17,658	12,484	11,754
経常利益	2,112	△ 9,906	2,350	2,790	2,820
当期剰余金	2,358	△ 9,369	2,409	2,922	2,772
出資金	35,542	24,647	24,647	24,647	24,647
(出資口数)	(3,554,235)	(2,464,703)	(2,464,703)	(2,464,703)	(2,464,703)
純資産額	51,870	26,171	44,655	52,421	47,612
総資産額	946,626	912,758	921,422	874,120	827,760
貯金等残高	866,910	879,456	869,199	810,618	768,520
貸出金残高	112,417	118,788	103,565	107,968	106,067
有価証券残高	263,265	262,591	263,714	272,156	267,070
剰余金配当金額	—	—	1,151	730	1,105
普通出資配当金額	—	—	233	233	233
後配出資配当金額	—	—	127	127	127
事業分量配当金額	—	—	790	370	745
職員数(人)	100	102	102	104	104
自己資本比率	23.70%	12.40%	16.61%	16.25%	14.40%

(利益総括表)

(単位：百万円、%)

項目	平成21年度	平成20年度	増減
資金運用収支	4,659	4,971	△ 311
役務取引等収支	699	698	0
その他事業収支	△ 1,754	△ 9,542	7,787
事業粗利益	3,604	△ 3,871	7,476
(事業粗利益率)	(0.41)	(△ 0.44)	(0.85)

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益ー(資金調達費用ー金銭の信託運用見合費用)

2. 役務取引等収支=役務取引等収益ー役務取引等費用
3. その他事業収支=その他事業収益ーその他事業費用
4. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支
5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

(資金運用収支の内訳)

(単位：百万円、%)

項目	平成21年度			平成20年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	871,208	12,528	1.44	880,756	12,826	1.46
うち預け金	483,713	5,014	1.04	493,446	5,624	1.14
うち有価証券	270,246	4,689	1.74	282,800	5,252	1.86
うち貸出金	115,501	2,759	2.39	102,668	1,922	1.87
資金調達勘定	872,270	7,868	0.90	864,983	7,855	0.91
うち貯金	857,719	7,368	0.86	862,927	7,837	0.91
うち譲渡性貯金	523	0	0.10	1,471	4	0.28
うち借用金	13,369	488	3.65	—	—	—
総資金利ざや	—	—	0.32	—	—	0.32

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用+経費－金銭の信託運用見合費用)/(資金調達勘定平均残高－金銭の信託運用見合額)×100
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定の平均残高及び利息は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

(受取・支払利息の増減額)

(単位：百万円)

項目	平成21年度	平成21年度増減額	平成20年度	平成20年度増減額
受取利息	12,528	△ 298	12,826	111
うち預け金	5,014	△ 609	5,624	377
うち有価証券	4,689	△ 562	5,252	△ 189
うち貸出金	2,759	836	1,922	△ 74
支払利息	7,868	13	7,855	303
うち貯金	7,368	△ 468	7,837	308
うち譲渡性貯金	0	△ 3	4	0
うち借用金	488	488	—	—
差し引き	4,659	△ 311	4,971	△ 191

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息は、金銭の信託運用見合費用を控除しています。

(利益率)

(単位：%)

項目	平成21年度	平成20年度	増減
総資産経常利益率	0.23	△ 1.07	1.30
純資産経常利益率	4.72	△ 21.72	26.44
総資産当期純利益率	0.25	△ 1.01	1.26
純資産当期純利益率	5.27	△ 20.54	25.81

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

(貯貸率・貯証率)

(単位：%)

項目		平成21年度	平成20年度	増減
貯貸率	期末	12.97	13.51	△ 0.54
	期中平均	13.33	11.77	1.56
貯証率	期末	30.37	29.86	0.51
	期中平均	31.20	32.42	△ 1.22

- (注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高／貯金残高(譲渡性貯金を含む) × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高／貯金平均残高(譲渡性貯金を含む) × 100
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高／貯金残高(譲渡性貯金を含む) × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高／貯金平均残高(譲渡性貯金を含む) × 100

貯金に関する指標

(貯金の科目別平均残高)

(単位：百万円、%)

科目	平成21年度	平成20年度	増減
流動性貯金	34,492 (3.98)	35,156 (4.03)	△ 664
定期性貯金	820,543 (94.72)	833,434 (95.53)	△ 12,891
その他の貯金	10,692 (1.24)	2,328 (0.27)	8,363
計	865,727 (99.94)	870,919 (99.83)	△ 5,191
譲渡性貯金	523 (0.06)	1,471 (0.17)	△ 948
合計	866,250 (100.00)	872,390 (100.00)	△ 6,139

- (注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金十普通貯金十貯蓄貯金十通知貯金
 2. () 内は構成比です。

(定期貯金の金利条件別残高)

(単位：百万円、%)

種類	平成21年度	平成20年度	増減
定期貯金	837,459 (100.00)	818,419 (100.00)	19,039
うち固定金利定期	837,459 (100.00)	818,419 (100.00)	19,039
うち変動金利定期	— (—)	— (—)	—

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

(貸出金の科目別平均残高)

(単位：百万円)

科 目	平成21年度	平成20年度	増 減
手 形 貸 付	737	318	418
証 書 貸 付	104,347	92,122	12,224
当 座 貸 越	10,389	10,176	213
割 引 手 形	25	50	△ 24
合 計	115,501	102,668	12,832

(貸出金の金利条件別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	44,669 (39.74)	45,277 (38.12)	△ 607
変 動 金 利 貸 出	67,747 (60.26)	73,510 (61.88)	△ 5,763
合 計	112,417 (100.00)	118,788 (100.00)	△ 6,370

(注) () 内は構成比です。

(貸出金の担保別残高)

(単位：百万円)

種 類	平 成 21 年 度	平 成 20 年 度	増 減
貯 金 等	0	0	0
有 価 証 券	1,687	1,615	71
動 産	—	—	—
不 动 产	23,918	26,377	△ 2,459
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	25,605	27,993	△ 2,387
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	1,107	1,267	△ 159
そ の 他 保 証	3,976	2,134	1,842
小 計	5,084	3,401	1,682
信 用	81,727	87,393	△ 5,665
合 計	112,417	118,788	△ 6,370

(貸出金の使途別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
設 備 資 金	28,715 (25.54)	29,259 (24.63)	△ 544
運 転 資 金	83,702 (74.46)	89,528 (75.37)	△ 5,826
合 計	112,417 (100.00)	118,788 (100.00)	△ 6,370

(注) () 内は構成比です。

(貸出金の業種別残高)

(単位：百万円、%)

種類	平成21年度	平成20年度	増減
農業	6,183 (5.50)	6,277 (5.29)	△ 94
林業	— (—)	— (—)	—
水産業	— (—)	— (—)	—
製造業	25,190 (22.41)	24,948 (21.00)	242
鉱業	1,500 (1.34)	1,500 (1.26)	—
建設業	1,464 (1.30)	1,191 (1.00)	272
電気・ガス・熱供給・水道業	12 (0.01)	12 (0.01)	—
運輸・通信業	2,527 (2.25)	3,432 (2.89)	△ 905
卸売・小売・飲食業	2,156 (1.92)	2,760 (2.32)	△ 603
金融・保険業	23,578 (20.97)	25,897 (21.80)	△ 2,319
不動産業	6,025 (5.36)	7,224 (6.08)	△ 1,198
サービス業	12,362 (11.00)	12,151 (10.23)	211
地方公共団体	21,666 (19.27)	22,374 (18.84)	△ 707
その他の	9,749 (8.67)	11,018 (9.28)	△ 1,268
合計	112,417 (100.00)	118,788 (100.00)	△ 6,370

(注) () 内は構成比です。

(債務保証の担保別残高)

(単位：百万円)

種類	平成21年度	平成20年度	増減
貯金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	1,947	2,013	△ 66
その他の担保物	—	—	—
小計	1,947	2,013	△ 66
信用用	599	688	△ 89
合計	2,546	2,702	△ 155

(主要な農業関係の貸出金残高)

① 営農類型別

(単位：百万円)

種類	平成21年度	平成20年度	増減
農業	94	—	—
穀物	—	—	—
野菜・園芸	—	—	—
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	50	—	—
養鶏・養卵	5	—	—
養蚕	—	—	—
その他の農業	39	—	—
農業関連団体等	6,188	—	—
合計	6,283	—	—

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記の「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種類	平成21年度	平成20年度	増減
プロパー資金	5,381	—	—
農業制度資金	901	—	—
うち農業近代化資金	827	—	—
うちその他の制度資金	74	—	—
合計	6,283	—	—

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他の制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種類	平成21年度	平成20年度	増減
日本政策金融公庫資金	12,170	—	—
合計	12,170	—	—

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

(リスク管理債権の状況)

(単位：百万円)

区分	平成21年度	平成20年度	増減
破綻先債権	194	142	51
延滞債権	3,720	4,004	△283
3カ月以上延滞債権	40	—	40
貸出条件緩和債権	645	386	258
合計	4,600	4,532	67

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権、および3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(金融再生法開示債権区分に基づく保全状況)

(単位：百万円)

区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	259	39	1	218	259
危険債権	3,970	1,397	363	2,209	3,970
要管理債権	685	455	—	230	685
小計	4,916	1,892	364	2,658	4,916
正常債権	110,243				
合計	115,159				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、貸借対照表の貸出金およびその他資産中の未収利息および仮払金ならびに支払承諾見返（債務保証見返）について、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3カ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がなく、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権に該当しない債権をいいます。

(貸倒引当金の期末残高及び期中増減額)

(単位：百万円)

区分	平成21年度				平成20年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額
			目的使用	その他				目的使用
一般貸倒引当金	671	802	—	671	802	425	671	—
個別貸倒引当金	2,817	2,434	—	2,817	2,434	3,405	2,817	1,652
合計	3,489	3,237	—	3,489	3,237	3,831	3,489	1,652
								2,179
								3,489

(貸出金償却の額)

該当する取引はありません。

(元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況)

該当する取引はありません。

有価証券に関する指標

(有価証券の科目別平均残高)

(単位：百万円)

科目	平成21年度	平成20年度	増減
国債	145,601	139,302	6,298
地方債	13,604	12,275	1,328
短期社債	—	—	—
社債	22,781	21,813	968
外国証券	49,336	62,724	△ 13,387
株式	7,652	10,556	△ 2,904
その他証券	31,271	36,128	△ 4,856
合計	270,246	282,800	△ 12,553

(商品有価証券の科目別平均残高)

該当する取引はありません。

(有価証券の残存期間別残高)

(単位：百万円)

科目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成21年度								
国 債	—	—	51,929	50,527	23,866	16,496	—	142,820
地 方 債	—	—	932	1,939	9,977	—	—	12,849
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,696	3,884	3,760	1,011	9,557	1,496	—	21,408
外 国 証 券	4,500	9,487	6,294	5,932	3,225	10,765	—	40,204
株 式	—	—	—	—	—	—	7,663	7,663
その他の証券	989	10,222	5,120	1,760	1,004	1,497	10,820	31,415
平成20年度								
国 債	—	—	31,973	39,749	55,636	16,448	—	143,807
地 方 債	—	—	—	1,140	11,972	—	—	13,113
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2,029	5,691	4,548	—	6,274	1,567	301	20,413
外 国 証 券	8,024	12,228	13,169	4,309	1,111	13,011	703	52,558
株 式	—	—	—	—	—	—	8,269	8,269
その他の証券	555	7,746	7,501	1,461	1,760	1,000	10,665	30,692

(注) 取得価額または償却原価によっています。

(有価証券の時価情報)

(単位：百万円)

保有区分	平 成 21 年 度			平 成 20 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	256,381	263,265	6,884	268,854	262,591	△ 6,263
合 計	256,381	263,265	6,884	268,854	262,591	△ 6,263

(注) 1. 「取得価額」は、取得価額または償却原価です。

2. 「時価」は、期末日における市場価格等によっています。

3. 売買目的有価証券は、「時価」を貸借対照表価額とし、「評価損益」については当期の損益に計上しています。

4. 満期保有目的の債券は、「取得価額」を貸借対照表価額として計上しています。

5. その他有価証券は、「時価」を貸借対照表価額としています。

(金銭の信託の時価情報)

(単位：百万円)

保有区分	平成21年度			平成20年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
運用目的	3,770	3,782	12	3,963	3,944	△19
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	4,050	3,617	△432	4,050	3,026	△1,023
合計	7,820	7,399	△420	8,013	6,970	△1,042

(注) 1. 「取得価額」は、取得価額または償却原価です。

2. 「時価」の算定は、次のとおり受託者が合理的に算出した価格によっています。

(1) 取引所上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格によっています。

(2) 店頭株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっています。

3. 運用目的の金銭の信託は、「時価」を貸借対照表価額とし、「評価損益」については当期の損益に計上しています。

4. 満期保有目的の金銭の信託は、「取得価額」を貸借対照表価額として計上しています。

5. その他の金銭の信託は、「時価」を貸借対照表価額としています。

(取引所金融先物取引等)

該当する取引はありません。

(金融等デリバティブ取引)

(単位：百万円)

区分	平成21年度		平成20年度	
	想定元本	時価評価	想定元本	時価評価
金利スワップ	受取固定・支払変動	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—
合計	—	—	—	—

(有価証券店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重点課題として取り組んでいます。平成21年度においては、会員JAから資本調達を行ったことや、内部留保の充実に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、平成22年3月末における自己資本比率は、23.70%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、回転出資金、後配出資金および永久劣後特約付借入金により調達しています。

○普通出資による資本調達額	155億円（前年度 155億円）
○回転出資金による資本調達額	19億円（前年度 21億円）
○後配出資による資本調達額	200億円（前年度 91億円）
○永久劣後特約付借入金による資本調達額	200億円（前年度 一）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、自己資本充実度の評価と自己資本比率の安定的な水準の維持に努めるため、自己資本増強策として平成21年度において会員JAから109億円の後配出資および200億円の永久劣後特約付借入金による調達を行いました。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーション・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めることとしております。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目	当期末	前期末	項目	当期末	前期末
出 資 金	35,542	24,647	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち 後 配 出 資 金	20,000	9,104	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
回 転 出 資 金	1,904	2,197	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
再 評 價 積 立 金	5	5	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティの免責額に係る控除額	—	—
資 本 準 備 金	—	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化クスポート・デリバティ及び信用補完機能を持つI/Oストリップス（告示第223条を準用する場合を含む）	475	142
利 益 準 備 金	7,179	6,679	控除項目不算入額	—	—
特 別 積 立 金	600	—	控除項目計(D)	475	142
次 期 繰 越 剰 余 金	1,258	—	自己資本額(C-D)(E)	66,818	34,058
処 分 未 済 持 分	—	—	資産(オン・バランス)項目	268,737	261,313
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	—	—	オフ・バランス取引項目	2,341	2,490
営 業 権 相 当 額	—	—	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	10,753	10,648
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—	リスク・アセット等計(F)	281,832	274,453
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—	Tier 1比率(A/F)	16.49%	12.21%
基本的項目計(A)	46,491	33,530	自己資本比率(E/F)	23.70%	12.40%
補完的項目計(B)	20,802	671			
自己資本総額(A+B)(C)	67,294	34,201			

- (注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーションナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成20年金融庁・農水省告示第22号。以下「特例告示」という。）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、前期末の「その他有価証券の評価差損」は「—」（ハイフン）で記載しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	平成21年度			平成20年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)	エクスポートの 期末残高	リスク・アセットの額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポートの 期末残高	リスク・アセットの額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	142,949	0	0	142,835	0	0
我が国的地方公共団体向け	34,703	0	0	35,688	0	0
地方公共団体金融機関及び我が国の政府関係機関向け	1,385	138	5	1,397	139	5
地方三公社向け	1,219	0	0	2,856	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	557,379	130,075	5,203	518,970	121,329	4,853
法人等向け	77,401	53,109	2,124	75,870	53,491	2,139
中小企業等向け及び個人向け	207	150	6	244	177	7
抵当権付住宅ローン	6,215	2,167	86	6,841	2,382	95
不動産取得等事業向け	5,649	5,553	222	7,074	6,669	266
三月以上延滞等	392	154	6	1,385	231	9
信用保証協会等による保証付	1,158	115	4	1,327	132	5
出資等	60,639	60,639	2,425	60,280	60,280	2,411
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	33,253	16,529	661	28,958	14,402	576
証券化	961	390	15	1,865	2,266	90
上記以外	15,089	2,054	82	23,847	2,299	91
エクスポート別計	938,604	271,079	10,843	909,443	263,804	10,552
オペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーションル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	10,753	430		10,648	425	
所要自己資本額	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	281,832	11,273		274,453	10,978	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートのことです。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
6. オペレーションル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{(\text{粗利益} \times 15\%) \times \text{直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクについては、「信用リスクマネジメント要領」を制定し、債務者別の内部格付に基づく与信限度額による管理を行っています。また、新BIS規制における標準的手法のリスク・ウェイトより算出した所要自己資本からリスク量を算出するなど、信用リスクの定量的な管理にも努めています。

市場取引に付随する信用リスクについては、「市場リスクマネジメント要領」を制定し、信用リスクに関するモニタリングを常時行っています。

また、各部・室長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに又は隨時開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針を協議しています。

◇貸倒引当金の計上基準

当会における貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

自己査定結果に基づく債務者区分に応じ、債務者区分毎あるいは個別債務者毎に算出した予想損失額を貸倒引当金として、その全額を計上しています。

正常先及びその他の要注意先の債権については貸倒実績率（貸倒実績率が税法基準0.348%を下回る場合は税法基準）により算出した予想損失額を、一般貸倒引当金として計上しています。

要管理先の債権については、個別債務者毎の保全不足額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を、一般貸倒引当金として計上しています。

破綻懸念先の債権については、個別債務者毎のⅢ分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を個別貸倒引当金として計上しています。

実質破綻先及び破綻先の債権については、Ⅲ分類及びⅣ分類の全額を個別貸倒引当金として計上しています。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

② リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクspoージャー	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー（長期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
法人等向けエクspoージャー（短期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクspoージャー(地域別、業種別、残存期間別) 及び三月以上延滞エクspoージャーの期末残高 (単位:百万円)

	平成21年度					平成20年度					
	信用リスクに関する エクspoージ ャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上延滞 エクspoージ ャー	信用リスクに関する エクspoージ ャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上延滞 エクspoージ ャー	
国内	899,600	115,152	176,835	—	392	860,293	121,948	174,955	—	1,385	
国外	38,043	—	38,043	—	0	47,285	—	47,285	—	0	
地域別残高計	937,643	115,152	214,878	—	392	907,578	121,948	222,240	—	1,385	
法人	農業	6,634	6,589	—	—	6,757	6,711	—	—	1,026	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	38,304	25,243	8,942	—	78	37,207	25,242	7,489	—	78
	鉱業	1,501	1,501	—	—	1,501	1,501	—	—	—	
	建設・不動産業	14,684	8,511	1,007	—	14,828	10,022	—	—	—	
	電気・ガス・熱供給・水道業	645	12	—	—	661	12	—	—	—	
	運輸・通信業	7,494	2,005	4,383	—	29	7,922	2,871	4,260	—	29
	金融・保険業	566,590	23,593	30,417	—	542,245	25,600	43,734	—	—	
	卸売・小売・飲食・サービス業	20,831	16,884	3,405	—	21,146	17,806	2,835	—	—	
	日本国政府・地方公共団体	177,653	21,777	155,761	—	178,524	22,496	155,790	—	—	
	上記以外	59,128	0	10,961	—	0	56,273	0	8,130	—	0
	個人	9,033	9,033	—	—	284	9,683	9,683	—	—	249
	その他	35,141	—	—	—	30,825	—	—	—	—	—
	業種別残高計	937,643	115,152	214,878	—	392	907,578	121,948	222,240	—	1,385
	1年以下	536,521	19,648	5,177	—	499,277	18,222	9,023	—	—	—
	1年超3年以下	25,179	12,432	12,746	—	31,547	15,840	15,707	—	—	—
	3年超5年以下	80,680	16,762	62,930	—	61,626	13,187	47,475	—	—	—
	5年超7年以下	75,714	15,586	60,128	—	65,769	19,952	45,817	—	—	—
	7年超10年以下	58,583	12,349	46,233	—	87,115	13,729	73,385	—	—	—
	10年超	65,179	37,516	27,663	—	69,846	40,011	29,834	—	—	—
	期限の定めのないもの	95,783	856	0	—	92,395	1,003	996	—	—	—
	残高期間別残高計	937,643	115,152	214,878	—	907,578	121,948	222,240	—	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクspoージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクspoージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 4. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクspoージャーをいいます。
 5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
 6. 「平均残高」につきましては、期末残高と著しい差異がないことから、記載しておりません。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成21年度					平成20年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	671	802	—	671	802	425	671	—	425	671
個別貸倒引当金	2,817	2,434	—	2,817	2,434	3,405	2,817	1,652	1,753	2,817

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成21年度						平成20年度					
	個別貸倒引当金				貸出金 償却	個別貸倒引当金				貸出金 償却		
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期中増加額		
国 内	2,817	2,434	—	2,817	2,434	—	3,405	2,817	1,652	1,753	2,817	
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別計	2,817	2,434	—	2,817	2,434	—	3,405	2,817	1,652	1,753	2,817	
法 人 業 務	農 業	889	506	—	889	506	—	941	889	—	941	889
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	63	66	—	63	66	—	37	63	—	37	63
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,269	1,356	—	1,269	1,356	—	2,183	1,269	1,542	641	1,269
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	453	362	—	453	362	—	15	453	—	15	453
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	9	7	—	9	7	—	7	9	—	7	9
	個 人	132	136	—	132	136	—	220	132	109	110	132
	業種別計	2,817	2,434	—	2,817	2,434	—	3,405	2,817	1,652	1,753	2,817

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

	平成21年度				平成20年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計		
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	200,803	200,803	—	208,724	208,724	
	10%	—	2,543	2,543	—	2,724	2,724	
	20%	10,566	544,212	554,779	7,986	509,010	516,997	
	35%	—	6,193	6,193	—	6,808	6,808	
	50%	26,609	1,798	28,407	27,349	2,476	29,825	
	75%	—	188	188	—	225	225	
	100%	11,404	132,176	143,581	9,491	131,875	141,367	
	150%	—	1,147	1,147	—	901	901	
	その他	—	—	—	—	4	4	
自 己 資 本 控 除	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	48,580	889,063	937,643	44,827	862,750	907,578		

(注) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国的地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクspoージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

	平成21年度			平成20年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関及び 我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,216	—	—	2,856	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	330	36	—	530	91	—
中小企業等向け及び個人向け	—	18	—	—	17	—
抵当権付住宅ローン	21	—	—	32	—	—
不動産取得等事業向け	1	11	—	274	14	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	3,723	—	—	3,793	—
合計	352	5,005	—	837	6,773	—

- (注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引については、「リスクマネジメント基本方針」に基づく単年度リスク管理方針において、金融先物取引等の限度額基準を定め、商品毎の取引限度額による管理を行っています。また、1取引における運用限度額とロス・カットの基準を設けることで、リスクのコントロールを図っています。

長期決済取引については該当がありません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	平成21年度	平成20年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポートージャー方式	カレント・エクスポートージャー方式

平成21年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	88	157	—	—	—	157
(2)金利関連取引	1	5	—	—	—	5
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	54	—	—	—	54
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	1	10	—	—	—	10
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	92	227	—	—	—	227
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	92	227	—	—	—	227

平成20年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	14	48	—	—	—	48
(2)金利関連取引	0	1	—	—	—	1
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	45	—	—	—	45
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	35	—	—	—	35
派生商品合計	15	131	—	—	—	131
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	15	131	—	—	—	131

- (注) 1. 「カレント・エクスポートージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法のひとつです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことを行います。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	平成21年度		平成20年度	
	プロテクション の購入	プロテクション の提供	プロテクション の購入	プロテクション の提供
想定元本額	—	—	—	35
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	—	35

- (注) 1. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	平成21年度	平成20年度
想定元本額	—	—

5. 証券化工クスポートージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化工クスポートージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当会では、投資有価証券等のひとつとして「証券化商品」を取得しており、一般の債券と同様「統合リスク管理要領」、「市場リスクマネジメント要領」、「信用リスクマネジメント要領」に基づき、金利リスク、市場取引に付随する信用リスクの管理を行っています。

証券化取引において「投資家」以外の役割となる取引は行っていません。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化工クスポートージャーにかかるリスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、「その他有価証券」及び「その他買入金銭債権」として会計処理を行っています。

◇証券化工クスポートナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化工クスポートナーのリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(1) 当会がオリジネーターである証券化工クスポートナーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である証券化工クスポートナーに関する事項

a 保有する証券化工クスポートナーの額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成20年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	1,436	2,007
合計	1,436	2,007

(注) 「その他」には、自己資本控除とされるファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産7百万円を含めています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成21年度		平成20年度	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
リスク・ウェイト20%	300	2	299	2
リスク・ウェイト50%	660	13	748	14
リスク・ウェイト100%	—	—	410	16
リスク・ウェイト350%	—	—	406	56
その他のリスク・ウエイト	—	—	—	—
自己資本控除	475	475	142	142
合計	1,436	491	2,007	233

(注) 「自己資本控除」には、自己資本控除とされるファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産7百万円を含めています。

c 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化工クスポートナーの額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成20年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	475	142
合計	475	142

(注) 「その他」には、自己資本控除とされるファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産7百万円を含めています。

d 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを「事務リスク」、「法務リスク」、「システムリスク」等に分けて捉え、「オペレーショナル・リスク管理要領」に基づき管理しています。

事務リスクについては、当会役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等の発生を未然に防止するため、コンプライアンス・マニュアル、内部管理事務手続等の整備・徹底と、部署間で相互牽制が働く体制を整備することで適切なリスク管理を目指しています。また、「業務確認手続」を定め、各部署毎に日々業務確認を行うことにより、業務におけるリスクの所在を認識し、リスクの軽減に努めています。

法務リスクについては、新しい金融商品の取扱いや各種契約書の作成にあたって、顧問弁護士等によるリーガル・チェックを実施する等法務リスクの未然防止に努めています。

システムリスクについては、当会の情報資産（情報及び情報システム）を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」、安全対策基準である「セキュリティスタンダード」等を遵守することでシステムリスクの未然防止を図っています。また、不測の事態に備えた「コンティンジエンシープラン（危機管理計画）」の策定と定期的な訓練により、万一のリスクにも備えています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却・経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

7. 出資等エクスポートに関する事項

◇出資等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポート」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資エクスポートに関して、以下のとおり管理しています。

有価証券勘定の株式については、「統合リスク管理要領」、「市場リスクマネジメント要領」、「信用リスクマネジメント要領」に基づき管理しています。格付に応じた与信限度額管理や株式全体での取得限度枠管理のほか、同業種への集中排除、信用リスクのモニタリング、VaRによるリスクの計量化等のリスク管理を行っています。

外部出資勘定の株式・出資については、信用リスクのモニタリングにより業況・財務内容の把握に努めています。

(1) 出資等エクスポートの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成21年度		平成20年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	13,540	13,540	11,544	11,544
非 上 場	49,155	49,155	49,105	49,105
合 計	62,695	62,695	60,649	60,649

(2) 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成21年度			平成20年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
655	7	857	—	83	3,938

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成21年度		平成20年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
2,055	318	369	2,034

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成21年度		平成20年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により損失を被るリスクのことです。

当会では、「統合リスク管理要領」及び「市場リスクマネジメント要領」により金利リスクを管理しています。リスク統括部ではVaRを用いて定期的に金利リスクを算出し、その他の市場リスク、信用リスク及びオペレーションル・リスクとの合計額を取得リスクとし、新BIS規制で定める自己資本比率算定上の所要自己資本額を基準として設定した「許容リスク（平成21年度230億円）」との対比を行っています。取得リスクにアラーム・ポイントを設定し、その水準（平成21年度220億円）を超過した場合には、運用担当部署である資金証券部や営業部、ALM担当部署である企画管理部等関係部署と対応策を協議するとともに、リスク管理委員会等へ報告することにより統合的なリスク管理を目指しています。

◇金利リスクの算定方法の概要

当会では、VaR（バリュー・アット・リスク）により金利リスクを算出しています。

VaRとは、一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことです。当会では、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを分散・共分散法により算出しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} - \text{調達勘定の金利リスク量} (\triangle)$$

内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

(単位：百万円)

	平成21年度	平成20年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	2,160	4,055

(注) 金利リスクは、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを算出し、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。

JAバンク山口 PRアシスタントの紹介!

夢叶えるフクロウ
フエモン



（フエモンのプロフィール）

物知り博士のフエモンは、みんなの知恵袋。フクロウ科の中でも福と富をもたらす金運類に属し、お金のことに関する相談すればその望みを叶えてくれるという。もっとも得意とするのは算術と、自他共に認めるところである。



フエモンの友達



ボンボン



フヤン



フフフ



発行／平成22年7月
編集／山口県信用農業協同組合連合会
企画管理部
TEL／083(973)2231
FAX／083(973)7795
E-mail／kikaku@jabank-yamaguchi.or.jp
URL／<http://www.jabank-yamaguchi.or.jp>
こちらからもディスクロージャー誌がご覧になれます。



本所4Fロビー壁画 錦帯橋

JAバンク山口信連

